



第Ⅲ部

經濟連携協定・投資協定



総論

経済連携に向けた規律の策定

1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ	637
2. 世界における経済連携の動向	638
(1) 世界全体の概観	638
(2) 主な地域統合の概観と各国等の動向	639
① 米州	639
(a) 北米自由貿易協定 (NAFTA : North American Free Trade Agreement) の概観	639
(b) 南米南部共同市場 (MERCOSUR : Mercado Comun del Sur) の概観	639
(c) アンデス共同体 (CAN : Comunidad Andina) の概観	640
(d) 太平洋同盟 (Alianza del Pacífico) の概観	640
(e) 地域統合に向けた各国の主な動き	640
(i) 米国	640
(ii) メキシコ	642
(iii) チリ	642
② 欧州	642
(a) 欧州連合 (EU : European Union) の概観	642
(b) EU の地域統合及び主要国との経済連携強化の取組	643
③ アジア太平洋地域	645
(a) ASEAN 自由貿易地域 (AFTA : ASEAN Free Trade Area) の概観	645
(b) ASEAN を巡る動き (「ASEAN + 1」の取組)	646
(i) 中国 ASEAN FTA	646
(ii) 韓国 ASEAN FTA	646
(iii) インド ASEAN FTA	647
(iv) 豪州・ニュージーランド (CER) ASEAN FTA	647
(c) 地域統合に向けた各国等の主な動き	647
(i) シンガポール	647
(ii) タイ	648
(iii) マレーシア	648
(iv) 韓国	648
(v) 中国	650
(vi) インド	651
(vii) 豪州	651
(viii) ニュージーランド	651

(ix) 南アジア自由貿易圏 (SAFTA)	651
(x) ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ (BIMSTEC)	652
(3) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携.....	652
① 環太平洋パートナーシップ (TPP : Trans-Pacific Partnership)	652
② 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership) ...	652
③ アジア太平洋経済協力 (APEC)	654
3. 我が国における経済連携の取組	656
(1) 背景.....	658
(2) 我が国の署名・発効済み EPA/FTA について	658
① 日シンガポール EPA	659
② 日メキシコ EPA	659
③ 日マレーシア EPA	660
④ 日チリ EPA	660
⑤ 日タイ EPA	660
⑥ 日インドネシア EPA	661
⑦ 日ブルネイ EPA	661
⑧ 日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定	661
⑨ 日フィリピン EPA	662
⑩ 日スイス EPA	662
⑪ 日ベトナム EPA	662
⑫ 日インド EPA	663
⑬ 日ペルー EPA	663
⑭ 日豪 EPA	663
⑮ 日モンゴル EPA (署名済).....	664
⑯ 環太平洋パートナーシップ (TPP) (署名済)	664
参考 日米の共同声明.....	666
参考 自動車貿易 TOR (仮訳).....	666
(3) 我が国が交渉中の EPA/FTA について	667
(a) 日 EU・EPA (交渉中)	667
(b) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) (交渉中).....	668
(c) 日中韓 FTA (交渉中).....	669
② その他の我が国の EPA/FTA 交渉	670
(a) 日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) (サービス貿易章・投資章) (実質合意) ...	670
(b) 日カナダ EPA 交渉 (交渉中)	670
(c) 日コロンビア EPA (交渉中).....	670
(d) 日トルコ EPA (交渉中).....	671
(e) 日 GCC・FTA (交渉延期)	671
(f) 日韓 EPA (交渉中断)	671

1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ

世界全体において、EPA/FTA の数は急激に増加している。WTO への通報件数を見ると、1990 年には 27 件に過ぎなかった地域貿易協定 (EPA/FTA、関税同盟等) は、2016 年 2 月 1 日時点で 625 件にまで急速に増大している¹。狭義の自由貿易協定 (FTA) が域内での物品関税の撤廃やサービスの自由化を行うものであるとすると、経済連携協定 (EPA) は更に広く、投資環境の整備や知的財産保護の強化、技術協力、人的交流の拡大等を含むことを示す概念である²。更に、これら EPA の要素のうち、投資財産の保護、送金の自由、外資規制への規律等を抜き出した投資協定 (IIA) の締結数も世界的に増えている。我が国は、2016 年 1 月現在、14 の国・地域との間で EPA/FTA を、24 の国・地域との間で投資協定をそれぞれ発効している。

EPA/FTA 急増の背景としては、いくつかの要因が考えられる。EU という巨大な域内市場の成立とその後の拡大は、NAFTA (北米自由貿易協定) や AFTA (ASEAN 自由貿易地域) の成立を促した。また、関税同盟や EPA/FTA の成立は、貿易転換効果³ によって不利益を受ける非加盟国に対し、それら関税同盟・EPA/FTA 加盟国と関税同盟・EPA/FTA 等の地域貿易協定を締結させるインセンティブをもたらす。例えば、東アジアにおいては、ASEAN 域内での FTA (AFTA) が 1993 年に発効した後、「ASEAN+1」の FTA 網が形成され、2010 年 1 月までに、日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドと ASEAN との FTA (物品分野) が発効した。(EPA/FTA を巡る世界の動きについては、次節「世界における経済連携の動向」を参照)。

EPA/FTA は、特定の地域間で特別な取決めを

定める協定であり、国際経済ルール上、WTO 体制の原則である最恵国待遇義務の例外として位置づけられている。GATT 及び GATS において、物品・サービスに関する自由貿易協定を設立することが例外的に許容される場合についての要件が定められている (第Ⅱ部第 16 章「地域統合」参照)。

しかしながら、WTO におけるマルチ (多国間) の通商政策への取組と、二国間又は多国間の EPA/FTA の取組とは、相互に補完し合うものである。米国、EU、アジアの三大市場において進展する経済連携の取組や、アジア太平洋地域で APEC (アジア太平洋経済協力) において進められている地域協力の取組は、WTO の多角的自由貿易体制を支え、ひいては世界全体での貿易・投資の自由化に貢献していくことが期待される。WTO のラウンド交渉と比較して、EPA/FTA では、関税やサービスの自由化のみならず、WTO がカバーしていない投資ルールの整備、人的交流の拡大など、幅広い分野について、経済実態に即したルール、協定を協定締約国間で機動的に締結することが可能である。

具体的な EPA/FTA の締結によるメリットとしては、以下の点が挙げられる。

- i) 域内企業間の競争と、域内での経営資源の最適配置が可能になることにより、企業の収益力が改善されるとともに、国内の経済構造の改革が促進される。また、相手国・地域の我が国にとっての直接投資先としての魅力が向上する。
- ii) 関税の撤廃、投資の自由化、諸制度の調和等を通じて、我が国にとって重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受することが可能になる。

1 WTO ウェブサイトより http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm

2 近年の FTA の中には投資環境整備等の EPA の要素を含むものもあり (例: 韓米 FTA)、EPA と FTA の区別は厳密なものではない。また、EU は旧植民地との FTA を EPA と称しており、日本とは少し意味合いの異なる用語法となっている。

3 締結国に限定された関税の削減や撤廃により、締結国より安い価格で財を生産できる他国からの輸入が、締結国からの輸入に転換されるという効果。

iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTOにおいてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待できる。また、当該ルールの浸透により、WTOでの同一分野の議論において主導権を確保しやすくなる。

以上のようなEPA/FTAのメリットは、他国に先んじてEPA/FTAを締結することによって得ることができるが、他方、第三国間でEPA/FTAが締結されることになれば、先に述べた貿易転換効果により、EPA/FTAを締結していない国やその企業はこれらのメリットから除外されることになる。したがって、WTO体制を支え、かつ、EPA/

FTAのメリットを享受することが肝要である。

本報告書の第Ⅰ部、第Ⅱ部では、WTO協定に基づく権利・義務の観点から主要国の貿易政策を評価したが、世界的に急増するEPA/FTAや投資協定で規律されるルールについても、各国政府による遵守を確保するとともに、こうしたルールそれ自体のWTO協定との整合性を確保するよう注視していくことが重要である。

こうした観点もふまえ、第Ⅲ部においては、日本が締結したEPA/FTA及び投資協定を中心に、国際経済ルールの規律内容を解説し、関連する各国の措置について検討する。第三国間で締結されたEPA/FTAや投資協定についても、最近の主要な事例を紹介する。

2. 世界における経済連携の動向

(1) 世界全体の概観⁴

冷戦が終結し、新たな国際経済システムが模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速化させた。EUの域内市場統合計画による単一市場の形成（1992年）、NAFTA発足（1994年）を軸として、欧米諸国は、まず経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、国内経済構造の改革等を目指す取組を積極的に推進していった。

その後、WTOシアトル閣僚会議の決裂（1999年）は、WTOにおける多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、二国間あるいは地域国間でのEPA/FTA締結を世界的な潮流として、更に加速させることになった。

また、シアトル閣僚会議以降、EPA/FTAに関して以下三点の新たな傾向が見られるようになる。

第一には、協定において扱われる分野として、関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、

環境、経済協力、人の移動など、新たな分野に関するルールの整備が含まれるケースが増えたことである（従来のFTAの要素に加えて、域内のモノ、サービス、人、資本の移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い内容を含むEPAを我が国が結んできたのはその一例）。

近年のEPA/FTAの第二の特徴としては、「地域統合」型のEPA/FTAや広域経済連携の動きが各地域において見られることが挙げられる。WTOのカンクン閣僚会議決裂（2003年9月）後の米州における「地域統合型」のEPA/FTAの進捗は特に著しく、メルコスール（南米南部共同市場）とアンデス共同体が2003年12月、自由貿易地域創設のための枠組み協定に署名した。また、米国と中米諸国とのFTA（米国-中米-ドミニカ共和国自由貿易協定、DR-CAFTA）も2004年8月に署名され、国ごとに順次発効した。アジア太平洋地域では、2010年3月にTPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉が開始したほか、2012年11月に、

⁴ 各国・地域別のFTA締結状況については、WTOやJETROのウェブサイト上に記載がある。

<http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

<http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/reports/07001093>

東アジア地域全域をカバーする RCEP（東アジア地域包括的経済連携）（ASEAN10 カ国と日中韓印豪 NZ が参加）の交渉立ち上げ、及び日中韓 FTA の交渉開始が、それぞれ宣言された。なお、TPP は 2015 年 10 月に大筋合意、2016 年 2 月に署名に至っている。

更に、第三に、近隣国間での「地域統合」型の EPA/FTA とともに、近接しない国・地域間での EPA/FTA を締結する動きが活発化していることが挙げられる（1985 年の米イスラエル FTA を端緒に、EU メキシコ FTA、EFTA メキシコ FTA、韓 EU・FTA、米韓 FTA、EU 南アフリカ FTA など）。このような EPA/FTA を締結する背景には、経済的に重要な国・地域へのアクセスに関して有利な条件を獲得することにより、貿易の「ハブ」としての機能を獲得し、また投資先としての自国の魅力を高めて雇用の増大などにつなげようとする狙いや、EPA/FTA が無いことにより生じた不利益を解消しようとする狙い、政治外交上の理由等があると考えられる。

(2) 主な地域統合の概観と各国等の動向

本項においては、加速化する各地域の地域経済統合の動きを概説する。日本にとって関わりの深い米州、EU、東アジア・アジア太平洋地域それぞれの地域統合・経済連携の動きを地域ごとに以下概説する。また、米国、EU、中国、韓国をはじめとする各国の地域統合及び主要国との経済連携強化の取組に向けた主な動きを概説する。

① 米州

米州においては、北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）、南米南部共同市場（MERCOSUR）、アンデス共同体（CAN：Comunidad Andina）、太平洋同盟（Alianza del Pacífico）の 4 つの主な地域統合の動きが見られる。また、本稿では、米州における地域統合に向けた各国の動きとして米国、メキシコ、チリの

3 カ国を取り上げる。

(a) 北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）の概観

カナダ、米国、メキシコの 3 カ国で構成される北米自由貿易協定（NAFTA）は、1992 年 12 月に調印され、1994 年 1 月に発効した。同協定は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則（域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則等）に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している。NAFTA 諸国は、中南米諸国との関係強化を進めており、既にチリ、ペルー、ホンジュラス、コスタリカ、コロンビア、パナマとの間では、カナダ、米国、メキシコの 3 カ国とも FTA を締結している。

(b) 南米南部共同市場（MERCOSUR：Mercado Común del Sur）の概観

1995 年 1 月に発効した南米南部共同市場（メルコスール）は、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラの 6 カ国で構成される関税同盟である（ボリビアは 2012 年 12 月加盟議定書に署名し、各国議会の批准待ち。パラグアイは 2012 年 6 月から関連会合への参加権が停止されていたが、2014 年に復帰。）。また、チリ、ボリビア、ペルー、コロンビア、エクアドルと自由貿易協定を締結し、キューバ、メキシコと経済補完協定を締結している。EU との FTA 交渉については、2000 年 4 月に交渉を開始後、農産品等の扱いで交渉が一時頓挫したが、2010 年 5 月に交渉再開が宣言された。EU がメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールは EU に対して農産物・食品市場の一層の開放を求めている。

アンデス共同体とは 2003 年 12 月に FTA を締結し、2005 年 6 月のメルコスール首脳会合では、相互に各加盟国を準加盟国として扱っていくことが確認され、南米共同市場の強化を図っている。その他、メルコスールはイスラエル（2007 年署名、

2009年発効)、エジプト(2010年署名、未発効)、パレスチナ(2011年署名、未発効)ともFTA交渉を終えているほか、中国、韓国、インド、パキスタン、湾岸協力理事会(GCC)、モロッコ、カナダ、メキシコ、パナマ、キューバ、ドミニカ共和国、中米統合機構(SICA:グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズ)、カリブ共同体(CARICOM:カリブ諸国14カ国と1地域)、南アフリカとの間で特惠貿易協定(PTA)交渉及び共同研究等を通じて、将来のFTA交渉の可能性を視野に入れた取組を進めている。我が国との関係では、日・メルコスール経済緊密化のための対話を過去2回開催(2012年、2015年)、両国のEPA/FTAの取組について情報交換を行った。

(c) アンデス共同体(CAN:Comunidad Andina)の概観

1969年に発効したアンデス地域統合協定を1996年に改組して設立されたアンデス共同体は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドルの4カ国で構成される関税同盟である(ベネズエラは2006年4月に脱退表明。2005年7月、メルコスール諸国(アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ)が準加盟国として参加。チリは2006年9月に準加盟)。域内関税について、コロンビア、ボリビア、エクアドルは1993年までに撤廃し、ペルーは97年から引き下げを開始し、2005年12月末に完全撤廃しており、2006年1月、自由貿易市場がスタートした。対外共通関税については、4段階の新対外共通関税を2004年までに適用する予定であったが、加盟国間の利害の不一致や、コロンビア、ペルー、エクアドル3カ国の対米個別FTA交渉が開始したことに伴い、2006年2月のアンデス共同体通商大臣会合において新対外共通関税の発効を2007年1月31日まで停止することで合意された。その後、2014年12月31日まで停止期限の延長を行った。他地域との間では、2006年6月にEUとの経済連携協定の交渉開始を求めるEU

首脳宛書簡に4カ国首脳が署名し、2007年6月にEUとアンデス共同体とのFTA交渉が開始された。しかし、交渉は、2009年1月からEUとコロンビア、ペルー、エクアドルとの通商協定交渉へと変化し、2010年3月にEUとコロンビア、ペルーとの間でのみ大筋合意し、2012年6月にEU・コロンビア、ペルー通商協定の署名に至った。アンデス共同体域内国と米国との二国間FTAについては、2009年2月にペルーとのFTAが発効し、2006年に署名したコロンビアとのFTAについても、再合意を経て2012年5月に発効した。

(d) 太平洋同盟(Alianza del Pacífico)の概観

2012年6月に署名された太平洋同盟(Alianza del Pacífico)は、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリの4カ国によって枠組み条約に署名された地域経済統合協定である。太平洋同盟の構成や参加資格等、太平洋同盟の組織や体制について規定する「太平洋同盟枠組協定」は、2015年7月20日に発効した。2014年2月10日に開かれた第8回太平洋同盟首脳会合において、域内関税について92%の品目で即時撤廃、残り8%を最長で17年かけて段階的に完全撤廃することなどを内容とする追加議定書が2015年7月3日には第10回首脳会合が開催され、パラカス宣言が採択された。

当該宣言では、物品、サービス、資本及び人のより自由な移動を実現するため、深化した統合地域の建設を進展させる決意や、他の統合メカニズムと連携していく意思が示された。

(e) 地域統合に向けた各国の主な動き

(i) 米国

米国は1990年代までは、前述の北米自由貿易協定(NAFTA)及びイスラエルとの二国間FTA以外にはFTAを締結していなかったが、2002年通商法(貿易促進権限(TPA)を含む)の成立を契機に、チリ、シンガポールをはじめとしてFTA交渉を積極的に展開し始めた。2003年9月のWTOカンクン会合において「ドーハ開発アジェ

ンダ」の中間合意が達成できなかったことにより、この動きを更に加速させた。米国は、FTAを単なる貿易自由化にとどまらず、相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全世界規模でFTAを展開する意図を示している。中米5カ国（エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、コスタリカ）及びドミニカ共和国とのFTA（DR-CAFTA）については、2004年8月に署名、2005年7月に議会承認が行われ、2009年1月にコスタリカとのFTAが発効したことにより、6カ国全てとFTAが発効している。

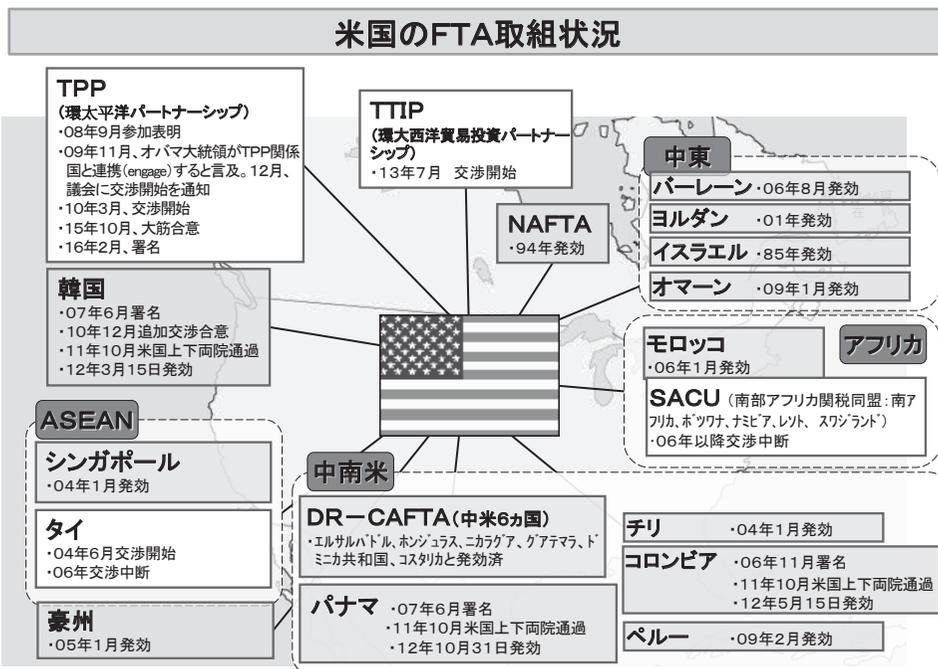
また、オマーンとのFTAは、2006年1月に署名、2009年1月に発効した。更に、アンデス諸国（コロンビア、ペルー）とのFTAについては、ペルーとの間で2006年4月署名、2007年12月議会承認、2009年2月に発効した。2006年に署名したコロンビアについても、再合意を経て2012年5月に発効した。また、パナマとのFTAについては2007年6月に署名し、2012年10月に発効した。2007年6月に署名した韓国とのFTAは、当初アメリカ議会での批准の見込みが立っていなかったが、両国間で改めて交渉を実施した結果、2010年12月に再度の交渉合意に至り、2011年2月交換公文を取り交わした。その後、両国議会の承認を経て、2012年3月に発効した。

2015年2月時点では、以上の他、シンガポール、チリ（いずれも2004年1月）、豪州（2005年1月）、モロッコ（2006年1月）、バーレーン（2006年8月）との間でFTAが発効している。

その他、米国が交渉を開始した協定として、南部アフリカ関税同盟（SACU：ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド）、タイとのFTAがある。また、2006年11月には、APEC地域におけるアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を提案した。2009年11月には、オバマ大統領が環太平洋パートナーシップ（TPP）への関与を表

明し、翌12月には米議会へ交渉開始を通知した。2010年3月には、第1回TPP交渉会合が行われ、2015年10月に大筋合意に至り、2016年2月に署名された。（TPPの動きについては3. (2) ⑩環太平洋パートナーシップの項を参照）

また、欧州連合（EU）との間では、2011年11月に設置された「FTA交渉開始に向けた高級作業部会」が、2013年2月に最終報告をとりまとめた。同報告は、「市場アクセス」、「規制・非関税障壁」、「ルール」の3つの柱から構成され、米EU首脳に対し、包括的な貿易投資に関する協定の交渉開始のための国内手続を開始するよう勧告する内容となっている。これを受けて、同月の米EU首脳共同声明にて、環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）協定の交渉入りに向けた手続開始が宣言され、2013年7月に第1回交渉会合が開催された。2016年2月末までに11回の交渉会合が開催されている。



(ii) メキシコ

メキシコは、2005年4月に発効した日メキシコEPAをはじめ、これまで、米国、カナダ、EU (EUの項参照)、EFTA、イスラエル、コロンビア、ペルー、チリなど中南米の国々と計13本のFTAを締結している(2015年4月20日に新たにパナマとのFTAを批准)。韓国とのFTA交渉については、2006年2月から交渉を開始したが、当時韓国が対米FTA交渉に注力していたこともあり、2006年6月までの第3回交渉以降、進展がみられず、2007年8月、当初目指していた「経済補完戦略協定」からFTAに格上げして締結交渉を開始することを発表したものの2008年6月以降は交渉が事実上中断していた。その後、2012年6月の韓国・メキシコ首脳会談で、交渉再開に合意したが、これまでのところ交渉進展についての目立った発表はなされていない。(TPPの動きについては3.(2)⑩環太平洋パートナーシップの項を参照)

(iii) チリ

チリはこれまで、日本、カナダ、メキシコ、コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、グア

テマラ、米国、韓国、EFTA、中国、パナマ、ペルー、コロンビア、豪州、トルコ、マレーシア、ベトナム、EU、タイ、ベトナム等とは経済連携協定を、シンガポール、NZ、ブルネイとは環太平洋戦略的経済連携協定(P4)を、ボリビア、エクアドル、メルコスール、ベネズエラ、キューバ等とは経済補完協定を、インドとは部分到達協定を署名又は発効させている。なお、2015年の動きとして、5月に、中国とのFTA見直しの可能性を検討することで合意したほか、11月にはタイとのFTAを発効させ、そこでは約9割の品目の関税が撤廃している。

② 欧州

(a) 欧州連合 (EU: European Union) の概観

1957年3月に調印されたローマ条約に基づき1958年1月に発足した欧州経済共同体(EEC)は、「モノ・サービス・人及び資本」の4つの移動の自由化を実現した共同市場の創設を目指すもので、1968年に関税同盟と共通農業政策を完成させた。また、1992年を期限とする域内市場統合計画の完成による域内障壁の撤廃を経て、1993年には経済・通貨の統合だけでなく政治的な面での統合も促進

させるマーストリヒト条約が発効し、12カ国で構成される「欧州連合（EU）」が発足した。その後、1995年1月にはオーストリア、フィンランド、スウェーデンが新規に加盟して15カ国となった。更に同条約を改正したアムステルダム条約、ニース条約がそれぞれ1999年5月、2003年2月に発効した。また、中東欧諸国を中心とする10カ国、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、キプロス及びマルタが2004年5月に正式加盟し、25カ国となった。また、ルーマニア及びブルガリアが2007年1月に加盟した。

拡大を続けるEUでは、求心力の維持と統合の深化を図るために、2004年に欧州憲法条約を採択し、同年10月にEU全加盟国首脳間で本条約に調印した。各加盟国が批准することとなったが、フランス、オランダにおいて欧州憲法条約批准が国民投票で否決された。このため2007年6月、欧州憲法条約の内容を基本的に継承しつつ、「憲法」的要素を排除した改革条約案の作成に合意し、2007年10月、リスボンにおけるEU非公式首脳会合において、改革条約案が合意された。2007年12月、リスボンにおいて改革条約（「リスボン条約」）の署名が行われ、全加盟国による批准のプロセスを経て2009年12月1日に発効した。2013年7月にはクロアチアが新たに加盟し、EUは28カ国体制に移行した。

2014年5月には、リスボン条約発効後、初めての欧州議会選挙が実施された。同年11月には、ルクセンブルクからユンカー欧州委員会委員長が、同年12月には、ポーランドからトゥスク欧州理事会議長が就任し、EUの新体制が発足した。

(b) EUの地域統合及び主要国との経済連携強化の取組

EUは、周辺諸国とのFTAを積極的に推進してきた。1994年1月に、スイスを除くEFTA加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、及び当時EU未加盟だったスウェーデン・

フィンランド・オーストリアの計6カ国）と、自由貿易地域より進んだ「ヒト、モノ、資本及びサービスの自由移動、研究開発、環境等の分野における協力の強化、拡大」を内容とした「欧州経済地域（EEA：European Economic Area）」を発足させた。また、地中海諸国との間においても1970年代に締結した協定の代わりに、貿易自由化、投資・サービスの自由化を規定した新たな欧州・地中海諸国の自由貿易協定の交渉を進めており、シリアを除く地中海諸国と連携協定を結んで自由貿易地域を創設。現在これをさらに深化させ、サービスや投資、政府調達、規制分野を含めた自由貿易地域を目指している。

EUは、これら周辺諸国以外にも、広範な地域とFTAを通じた地域協力関係の構築を進めている。1975年からロメ協定によって経済支援関係を維持していたアフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP諸国）77カ国とは、2000年6月にロメ協定を改めてコトヌー協定を締結した。本協定に基づき2002年9月からはEUとACP諸国内の地域統合グループ（アフリカ4地域、カリブ海地域、太平洋諸国地域の計6地域）との交渉が開始された。2007年末までにACP内でいくつかの地域統合と中間協定を締結し、経済連携協定の締結へ向けて交渉を行っていたが、合意できたのはカリブ海地域のみだった（2008年10月に調印）。その後、アフリカを5地域に分けて見直し交渉を進めた結果、西部アフリカ地域とは2014年7月に署名を行い、南部アフリカ地域とは同年同月に合意した。

中南米諸国とは、まず政治協力も含めたメキシコ・EU自由貿易協定が2000年7月に発効した。本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスに関しては、鉱工業品では100%、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、海運を除いて自由化した。本協定の発効により、EUは、中南米のみならずNAFTAへの足がかりを作ることができた。一方、メキシコは、米国とEUという二大市場とFTAを締結することによって米国への過

度の依存を緩和するとともに、ハブ機能を持つことによって、更なる貿易・投資の拡大を期待できるようになった。また、EUは、チリとの間でも、FTAを含む経済枠組協力協定を2002年11月に発効した。更に、EUはメルコスールとの間で1995年12月に、地域間協力枠組協定に署名した。これをうけて、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含む包括的な政治経済連携を目指すEU-メルコスール連合協定交渉が、2000年4月に開始された。双方の間では、農産物市場開放に関する双方の意見の隔たりが大きく、交渉は一時頓挫したものの、2010年5月に交渉を再開した。EUがメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールはEUに対して農産物・食品市場の一層開放を求めている。湾岸協力理事会（GCC：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）とは、1990年にFTA交渉を開始し、交渉の一時中断を経て、2002年に交渉を再開している。2008年にはGCCにより交渉が停止され、その後非公式な協議が行われている。

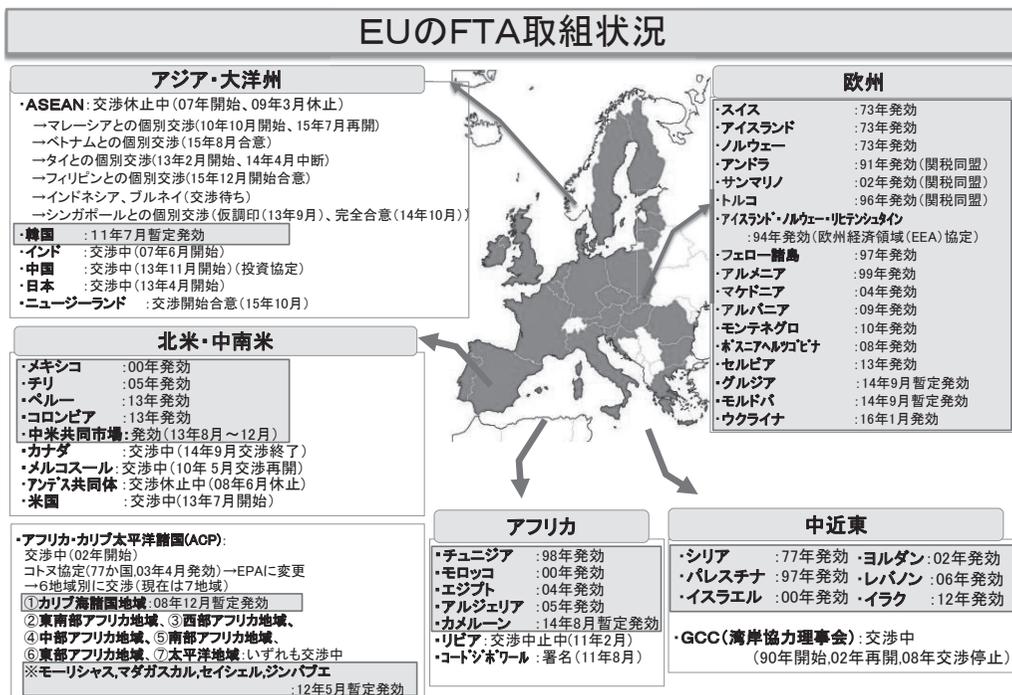
アジア諸国については、2006年10月に発表された欧州委員会の対外戦略を記した「Global EUROPE competing in the world」において、韓国、ASEAN、インドとのFTA交渉に高い優先順位を設定している。これを受けて、韓国とは、2007年5月から交渉を開始し、2010年10月に正式署名するとともに、2011年7月に暫定発効した。インドとは、2007年6月に交渉を開始し、2012年6月のEUインド閣僚会合では「2012年末までに集中的な作業計画を行うこと」に合意しており、2013年からは専門家会合及びハイレベルでの折衝を行っている。ASEANとは、2007年5月に交渉を開始し、これまでに7度の交渉を実施したが、2009年3月に交渉を休止し、個別国との交渉へと移行することとなった。まず、シンガポールとは2010年3月に交渉を開始し、2013年9月に多くの部分について仮調印を行い、2014年10月に完全合意に達した。マレーシアとは2010年10月に交渉を開始し、一

時中断していたものの2015年7月に交渉を再開した。ベトナムとは2012年6月に交渉を開始し、2015年8月に合意した。

カナダとも、2009年10月から交渉を開始し、2014年9月オタワでのカナダ-EUサミットで交渉を終了した旨宣言した。

米国とのFTAについては、2011年11月に設置されたFTA交渉開始に向けた高級作業部会が2013年2月に最終報告をとりまとめた。同報告は、「市場アクセス」、「規制・非関税障壁」、「ルール」の3つの柱から構成され、米EU首脳に対し、包括的な貿易投資に関する協定の交渉開始のための国内手続を開始するよう勧告する内容となっている。これを受けて、2013年7月から交渉を開始した。

なお欧州委員会は2015年10月に、EUの新たな通商投資政策（「すべてのための通商：より責務ある通商投資政策に向けて」）を公表し、①ドーハ・ラウンド、米国とのFTA、日EU・EPA及び中国との投資協定の妥結を優先、②オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、インドネシアのような太平洋地域、アフリカとの新たな交渉の開放、③メキシコ、チリとのFTA及びトルコとの関税同盟の現代化を対外通商戦略として言及している。（日EU間の動きについては3. 我が国における経済連携の取組参照）



③ アジア太平洋地域

(a) ASEAN 自由貿易地域 (AFTA: ASEAN Free Trade Area) の概観

AFTAは、1992年1月のASEAN首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟10カ国による自由貿易地域である。1993年1月より、共通実効特惠関税(CEPT: Common Effective Preferential Tariff)制度に基づいて、域内関税を段階的に引き下げることであり、当初は2008年までに適用品目(IL)の域内関税を0~5%まで引き下げることを目標としていた。しかしながら、その後数次にわたりAFTAの加速化・深化が図られ、1994年のAFTA評議会では域内関税引き下げの期限が2003年に前倒しされ、1998年12月のASEAN首脳会議では、ASEAN原加盟国(フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア)について、引き下げ期限がさらに2002年に前倒しされた。加えて、1999年のAFTA評議会及びASEAN首脳会議では関税引き下げの目標を「0~5%」から「関税撤廃」とした上で、ILの関税撤廃期限を原加盟

国については2010年まで、新規加盟国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)については2015年までとすることが宣言された。さらに、2004年11月のASEAN首脳会議において、優先11業種(木製品、自動車、ゴム製品、繊維、農産物加工、漁業、エレクトロニクス、IT、ヘルスケア、航空、観光)のうち、航空・観光を除く製造業9業種において、当初予定より3年間前倒して、原加盟国においては2007年までに、新規加盟国においては2012年までに域内関税を撤廃することに合意し、予定通り実行された。その結果、原加盟国のIL関税引き下げは2002年に、IL関税撤廃は2010年に、新規加盟国のIL関税撤廃は、総品目数の7%にあたる一部品目を除き2015年1月に達成された。なお、この一部品目については2018年まで関税撤廃が猶予されている。2016年1月時点での総品目数に対する関税撤廃率は、原加盟国平均で99.2%、新規加盟国で90.9%、ASEAN全体で96.0%となっており、例外品目が極めて少ない高水準のFTAになっている。

また、さらなるASEANの経済統合の深化を

目指して、2003年10月に開催されたASEAN首脳会合の「第2ASEAN協和宣言」において、AFTA・ASEAN サービス貿易枠組合意（AFAS）・ASEAN 投資地域枠組合意（AIA）といった既存の取組を包含して、ASEAN 経済共同体（AEC:ASEAN Economic Community）を2020年までに設立することが宣言された。その後、2007年1月のASEAN首脳会合では、経済共同体を含む「ASEAN 共同体」を2015年に前倒しで創設することが決定され、同年11月のASEAN首脳会合では、法的拘束力のある「ASEAN 憲章」が署名され、AECの2015年までのロードマップである「AECブループリント」が発出された。ASEAN 憲章は2008年12月に発効し、従来の緩やかな共同体を特徴付けていた「全会一致」の原則は維持されつつも、経済関連問題については「全会一致」によらない柔軟な方式が取り入れられた。また、AECブループリントはAECに関する各分野の目標とスケジュールを定めたもので、4つの戦略目標と17の分野が示されている。その中で、AFTA-CEPT協定を包括的な協定として見直すことが記載されており、2009年2月には、CEPT協定に替わる「ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）」が署名され、貿易円滑化、税関、任意規格・強制規格及び適合性評価・衛生植物検疫・貿易救済措置の5分野が追加された。同様に、投資分野についても、ASEAN 投資促進・保護協定（IGA）とASEAN 投資地域枠組合意（AIA）を統合・改定した「ASEAN 包括的投資協定（ACIA）」が署名された。尚、ASEANではAECブループリントの着実な実行を促すためスコアカードを導入しており、ブループリントに記載された取組の進捗を評価している。2012年8月の東アジアサミット（EAS）経済大臣会合では、ERIAがその進捗状況をまとめた中間レビューの報告を行った。2015年11月のASEAN首脳会合では、同年10月31日時点で優先事業の92.7%、全事業の79.5%が達成されたこと、及び同年12月31日にAECを含むASEAN 共同体が設立することが宣言された。

しかしながら、ASEAN 設立文書において、ASEAN 共同体の設立はASEAN 統合のマイルストーンに過ぎず、同首脳会合において、2016年以降もさらなる統合の深化に向けた取組を実施することが表明され、2025年までの新たなロードマップである「AECブループリント2025」が発表された。AECブループリント2025においては、ATIGAの更なる強化、ACIAの着実な実施に加え、AFASを全面的に刷新するASEAN サービス貿易協定（ATISA）の交渉加速及び実施が掲げられている。

(b) ASEAN を巡る動き（「ASEAN + 1」の取組）

近年、ASEANの成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国及びEU、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド（ANZCER）等が、ASEANとのEPA/FTA締結への動きを活発化させている。

(i) 中国 ASEAN FTA

中国 ASEAN FTAについては、2000年11月の首脳会議で、朱鎔基首相が提案し、2001年11月の首脳会議では、①中国 ASEAN 間の「経済協力枠組み」を確立し、10年以内に「中国 ASEAN 自由貿易地域（FTA）」を創設する、②自由化措置の前倒しを行う品目（いわゆる「アーリーハーベスト」）を、今後の協議により決定することに合意した。2002年1月からの実務者会合を経て、6月からの貿易交渉委員会で議論を行い、11月の首脳会議で、10年以内の中国 ASEAN FTAの創設を含む「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、同協定は2003年7月1日に発効した。2004年11月には、「物品貿易協定」、「紛争解決制度協定」に署名し、2005年7月から関税引き下げを開始し、2010年1月にはASEAN6カ国において対象品目の9割について関税が撤廃された。また、2007年1月に署名された「サービス貿易協定」は同年7月に発効、2009年8月に署名された「投資協定」は2010年1月に発効した。

(ii) 韓国 ASEAN FTA

韓国 ASEAN FTA については、2004 年 3～8 月の専門家共同研究会後、2004 年 11 月の韓 ASEAN 首脳会談において、交渉を開始するとともに、2009 年 1 月 1 日までに全品目の 80% の関税を撤廃することに合意した (CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は別途設定)。その後、2005 年 2 月の交渉開始以後 8 回の交渉を経て、2005 年 12 月の韓 ASEAN 首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、また、同時期に行われた韓国 ASEAN 通商長官会談において「紛争解決協定」に署名し、韓 ASEAN 首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、2006 年 8 月、「物品貿易協定」に署名 (タイを除く) し、2007 年 6 月より関税引き下げを開始した。また、2007 年 11 月に「サービス貿易協定」に署名 (タイを除く) し、2009 年 5 月に発効した。2009 年 2 月には、タイの物品貿易協定に係る議定書を署名、6 月には投資協定が署名された。韓国及び ASEAN6 カ国は 2012 年までにほとんどの品目で関税が撤廃されている。なお、CLMV 諸国のノーマルトラックについては、2013 年 (ベトナム) /2015 年 (CLM) の 1 月 1 日までに少なくとも品目数の半分以上を 0～5% に、2015 年 (ベトナム) /2017 年 (CLM) の 1 月 1 日までに品目数の 9 割を 0～5% に、2018 年 (ベトナム) /2020 年 (CLM) の 1 月 1 日までに全品目の関税撤廃という段階を踏んで削減される。

(iii) インド ASEAN FTA

2002 年 11 月、ASEAN とインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすることなどを決定した。その決定を受け、政府間の作業部会を立ち上げ、2003 年 10 月に枠組み協定に署名した。物品分野において、インド側の自由化除外品目数等について交渉が難航していたが、2008 年 8 月に合意に至り、2009 年 8 月に署名され、2010 年 1 月から発効した。2011 年にフィリピンとカンボジアが批准を済ませたことにより、10 カ国全ての国

との発効に至った。また、インドと ASEAN は、2012 年 12 月 20 日、サービスと投資分野の FTA の締結にも合意し、2014 年 11 月に全加盟国間で署名された。

(iv) 豪州・ニュージーランド (CER) ASEAN FTA

2002 年 9 月の ASEAN・CER 経済大臣会合において、豪・NZ (豪州・ニュージーランド経済関係緊密化協定: Closer Economic Relations) と ASEAN は「AFTA・CER-CEP」共同閣僚宣言 (FTA は含まれない) に署名した。これにより ASEAN と CER の間で貿易、投資、地域経済統合を促進するためのフレームワーク構築が合意された。また、2010 年までに ASEAN と CER 間での貿易と投資を 2 倍にすることを目標に各分野で協力することに合意。その後、2004 年 11 月に開催された ASEAN—豪・NZ 記念首脳会議の合意に従い、ASEAN—豪・NZ との FTA 交渉が 2005 年 2 月に交渉を開始した。2008 年 8 月に物品分野に加え、サービス、投資、知的財産を含む FTA に合意し、2009 年 2 月に署名され、2010 年 1 月に豪州、NZ、ブルネイ、マレーシア等 8 カ国との間で発効し、2012 年 1 月全 ASEAN 諸国との間で発効した。なお、2010 年 5 月から開始された協定見直し交渉が、2013 年 12 月に合意、2014 年 8 月には署名、2015 年 10 月に第一改訂議定書が発効し、原産地規則の統合・簡素化等が図られた。

(c) 地域統合に向けた各国等の主な動き

(i) シンガポール

シンガポールは積極的に EPA/FTA 締結に向けた動きを展開している。既に、ニュージーランド (2001 年 1 月)、日本 (2002 年 11 月)、欧州自由貿易連合 (EFTA、2003 年 1 月)、豪州 (2003 年 7 月)、米国 (2004 年 1 月)、インド (2005 年 8 月)、ヨルダン (2005 年 8 月)、韓国 (2006 年 3 月)、パナマ (2006 年 7 月)、ペルー (2009 年 8 月)、中国 (2009 年 1 月) コスタリカ (2013 年 7 月)、GCC (2013 年 9 月)、台湾 (2014 年 4 月) との間で EPA/FTA を発効した。

また、ブルネイ、ニュージーランド、チリとの間に、環太平洋戦略的経済連携協定（P4）を発効させており（2006年5月：ニュージーランド、同年7月：ブルネイ、同年11月：チリ）、TPP協定交渉を主導した。EUとの間では、2010年3月に交渉を開始し、2013年9月に仮調印した。EU理事会と欧州議会での承認や加盟国による批准手続きが必要であり、発効は、2017年ごろとなる見込みである。さらに、パキスタン、カナダ、ウクライナ等とは現在交渉中である。また、トルコとのFTAについては、2015年10月に交渉が妥結した。

(ii) タイ

タイは2001年のタクシン政権発足から、各国との経済連携強化に積極的に動き出した。既に豪州（2005年1月）、ニュージーランド（2005年7月）、日本（2007年11月）、ペルー（2011年12月）、チリ（2015年11月）との間ではFTAが発効している。バーレーン、インドとの間ではFTA枠組み協定を締結したが、バーレーンとはGCCが単独でのFTAを認めなかったことから頓挫し（タイはGCCとの交渉を優先する方針）、インドとは全体交渉を継続中（EHは実施済み）となっている。また、米国（2004年6月開始）、EFTA（2005年10月開始）とも交渉を行っているものの、タイの政治混乱等の理由により、交渉は停滞している。

なお、TPPについては、2012年11月の米タイ首脳会談において、TPP交渉参加への関心を表明したが、国内手続の関係もあり、交渉参加には至らなかった。しかし、2015年10月のTPP大筋合意後の11月20日に、マレーシア・クアラルンプールで日タイ首脳会談が開催され、プラユット首相よりTPP参加への関心が述べられた。

(iii) マレーシア

マレーシアは、2004年1月より開始した我が国とのEPA交渉を契機に、各国との取組を進めている。これまでに、日本（2006年7月）とパキスタン（2008年1月）、ニュージーランド（2010年8月）、インド（2011年7月）、チリ（物品のみ、2012年2月）、豪州（2013年1月）、トルコ（2015

年8月）との間で、EPA/FTAが発効している。マレーシアは、TPP交渉に2010年12月に正式に参加したほか、2010年にはEUとのFTA交渉も開始し、2012年4月までに7回の交渉が行われた後、一時交渉が中断していたが、2015年7月に再開している。

(iv) 韓国

韓国は、世界的にEPA/FTAが拡散する趨勢に、効率的に対応するため、2003年「FTA推進ロードマップ」を策定し、関税撤廃、サービス投資、知的財産権、政府調達等を含む包括的なレベルの高い同時多発的なFTAを推進する方針を確認した。2004年12月には、当時の外交通商部にFTA交渉のための専門の担当部局を設置し、2005年から本格的に複数の国・地域と同時並行的に交渉を加速させた。

一方、2013年2月に就任したパク大統領は、FTA交渉も一巡した状況を踏まえ、これまでの「通商交渉」中心のFTA政策から「産業と通商の連携強化」を目的としたFTA戦略へ転換することとした。また、通商交渉権限も、従来の外交通商部から産業界を所管する旧知識経済部へ移管し、新たに産業通商資源部を設置した。同年6月に策定した「新通商ロードマップ」では、従来の同時多発的FTA戦略から①韓中FTA、日中韓FTA、RCEPを中心とした東アジア経済統合、②韓米FTAを中心としたアジア太平洋の経済統合など、地域統合市場獲得のためのFTAを推進するとともに、③新興国の需要に応じた産業・資源・エネルギー協力等の連携を通じた新興国との共生型FTAを推進する方向へ舵取りを変更し、新興国における韓国企業の海外進出拡大の契機としてのFTAも積極的に推進することとしている。

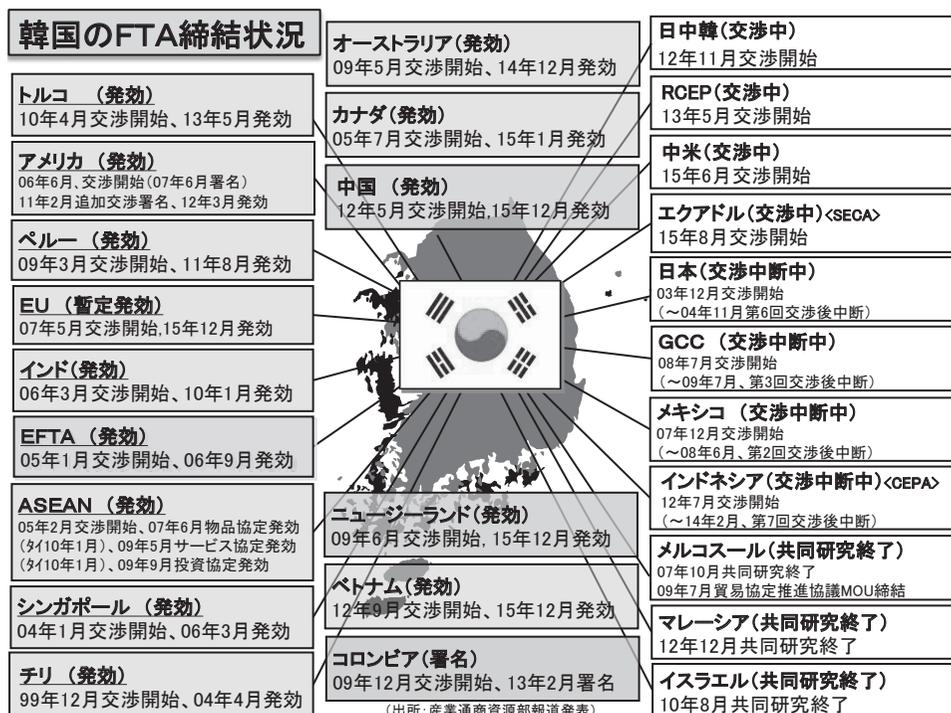
2016年1月末現在の、韓国のFTA推進状況を見ると、11カ国（チリ、シンガポール、インド、ペルー、米国、トルコ、豪州、カナダ、中国、ニュージーランド、ベトナム）・3地域（EFTA、ASEAN、EU）との間でEPA/FTAを発効しており、コロンビアとは2013年2月に署名した。また、

日中韓、RCEP、エクアドル、中米が交渉中である。日本（2004年11月以降中断）、メキシコ（2008年6月以降中断）、GCC（2009年7月以降中断）、インドネシア（2014年2月以降中断）との交渉は依然として中断されたままであるものの、この1年で3か国（中国、ニュージーランド、ベトナム）とのFTAが発効し、1か国（エクアドル）・1地域（中米）と交渉を開始している。米国、EU、ASEAN、中国などの主要貿易国・地域とFTAを締結しており、他国・他地域と比較してもFTA推進状況は群を抜き、世界におけるFTAトップランナーの地位を確立している。

2016年1月に産業通商資源部長官がパク大統領へ行った今年度の業務説明では、通商政策の方向性について、TPPを含む日中韓FTA、RCEPに積極的に対応することを発表したほか、最近交渉を開始した中米、エクアドルとのFTAの交渉を年内に加速化させること、イスラエルとの交渉

を開始すること、ロシアなど中央アジア諸国とのFTAを推進することを発表しており、さらなるFTA大国を目指している。

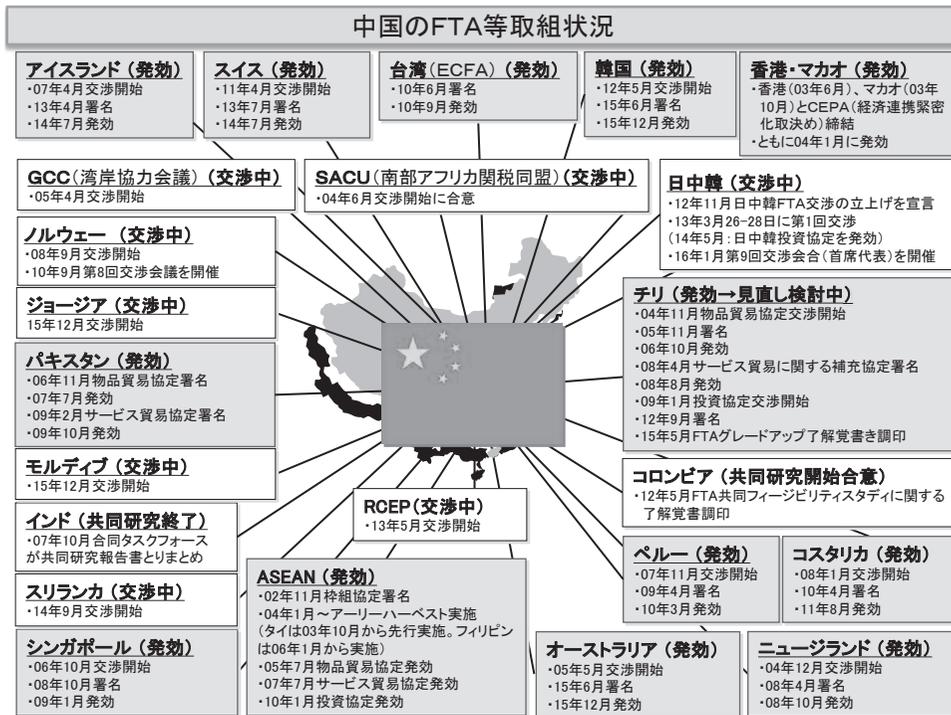
なお、TPPについて、2013年11月、韓国はTPP交渉参加をめぐる公聴会を国内で開いた後、対外経済閣僚会議において、経済副首相兼企画財政部長官がTPP交渉参加への関心を表明し、既にTPP交渉に参加している12か国と予備協議を行った（日本とは2014年3月に開催）。2015年10月にTPPが大筋合意し、韓国の報道では可能な限り早期にTPPに参加すべきとの意見も多く見られる中、一定程度の慎重な見方もあり、未だ正式な参加表明を行っていない。なお、2016年1月の前述業務説明において、TPP発効までの期間を「新通商体制の拡散に備えた先制的な産業競争力の強化及び制度先進化の契機として活用」と説明した。



(v) 中国

中国は、近年、各国地域との経済連携強化を積極的に推進している。現在までに、香港、マカオ、ASEAN、チリ、パキスタン、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、コスタリカ、アイスランド、スイス、韓国、豪州とのEPA/FTAを発効させている。ただし、チリについては、2015年5月にFTAの見直しに関する了解覚書に調印し、内容の拡充などグレードアップの可能性を検討することで合意している。また、現在、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について、2016年内の妥結を期待する旨の共同声明文に基づき交渉を行っている。加えて、湾岸協力理事会(GCC)、ノル

ウェー、スリランカ、ジョージア、モルディブとの間で交渉を行っている。また、南部アフリカ関税同盟(SACU)とは2004年6月に交渉開始に合意したほか、コロンビアとは2012年5月に共同研究開始に合意した。なお、インドとは2007年10月にFTAの可能性に関する共同研究を終了している。日中韓三カ国間では2012年11月にFTA交渉開始を宣言し、これまでに9回の交渉会合を行った。また、台湾との間では経済協力枠組協定(ECFA)が2010年9月に発効しており、同協定の対象品目(中国側:539品目、台湾側:267品目)の関税は、2013年1月までに全て撤廃された。



(vi) インド

インドは、2003年10月にASEANと包括的経済協力のための枠組み協定を締結し、FTA交渉を開始、2008年8月に物品分野について実質的に合意し、2010年1月に発効した。また同時に、タイとも同様の協定を締結してFTA交渉を開始し、2004年9月から82特定品目についてアーリーハーベストが実施されている。更に、シンガポールとは包括的経済協力協定(CECA)が2005年8月に発効している。マレーシアとは、2011年7月に包括的経済協力協定が発効しており、韓国とは2010年1月に包括的経済連携協定(CEPA)が発効している。スリランカとも、2008年7月に包括的経済連携協定(CEPA)の交渉が完了しているが、署名はまだ行われていない。また、このほか交渉中の国としては、EU(2007年6月に交渉開始)、NZ(2010年4月に交渉開始)、カナダ(2010年11月に交渉開始)、豪州(2011年5月に交渉開始)、インドネシア(2011年10月に交渉開始)などがある。なお、我が国とは2007年1月にEPA交渉を開始し、2010年9月に大筋合意に達し、10月の日印首脳会談で交渉完了に至った。その後、2011年2月に署名し、同年8月1日に発効に至った(3. 我が国における経済連携の取組の項参照)。

また、2004年1月に開催された南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議において、加盟7カ国が対象となる南アジア自由貿易圏(SAFTA)枠組み協定に署名、2006年1月に発効に至っており、2016年までに南アジア自由貿易圏を創設するとしている(後述)。

インドはこの他にも、GCC、南部アフリカ関税同盟(SACU)、BIMSTEC(後述)との間ではFTA枠組み協定、メルコスール、アフガニスタン、チリとの間では特惠貿易協定(PTA)を既に締結している。また、インドは、ロシア、中国ともEPA/FTAの共同研究を実施し、報告書をまとめて、検討を行っている。

(vii) 豪州

豪州は各国とのFTA交渉に積極的に取り組ん

でおり、これまでにニュージーランド、シンガポール、米国、タイ、チリ、ASEAN-NZ、マレーシアとのFTAを発効させている。最近では、2014年12月に韓国、2015年1月に日本、2015年12月に中国とのEPA/FTAが発効した。現在もGCC(2007年7月交渉開始)と交渉を継続している。2011年5月に交渉開始に合意したインドとのFTAについては、包括的経済連携協定(CECA)締結に向け両国政府間で交渉が続いており、2014年11月のモディ印首相訪豪時に、首脳レベルで2015年中の交渉妥結を目指すことで一致したが、交渉妥結には至っていない。インドネシアとの間でも、2010年11月にFTA交渉開始に合意し、更に2011年10月には、包括的経済連携協定(CEPA)に向けて交渉を進めていくことで合意し、2012年9月にCEPA交渉を開始した。また、2008年11月には、TPP交渉への参加も表明、2010年3月から交渉に参加している。

(viii) ニュージーランド

ニュージーランドは、これまでに豪州、シンガポール、タイ、中国、ASEAN-豪、マレーシア、香港とのCEP/FTAを発効しているほか、シンガポール、ブルネイ、チリとの間で環太平洋戦略的経済連携協定(P4)を発効、さらに韓国とのFTAが2015年12月20日に発効した。2009年10月にはGCCとの間で最終合意済みであり、2014年11月に韓国とのFTAを妥結している。現在もインド(2010年4月交渉開始)との間で交渉を継続している。2011年2月には、ロシア-ベラルーシ-カザフスタンとも交渉を開始したほか、2015年10月には、EUとのFTAの正式な交渉開始に向け、交渉の範囲と全体的なアプローチの方法について協議を開始することとなった。また、TPP交渉についても、2010年3月の第1回交渉会合から参加している。

(ix) 南アジア自由貿易圏(SAFTA)

2004年1月南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議が開催され、加盟7カ国(インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、

ブータン、モルディブ)が対象となる SAFTA 枠組み協定に署名し、2006年1月に発効している。2007年末までに、一部の例外品目を除き、非LDC国(インド、パキスタン、スリランカ)が最高税率を20%に削減、LDC国は同様に30%まで削減し、2016年までに同最高税率を0~5%に引き下げる南アジア自由貿易圏を創設としている。

(x) ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ (BIMSTEC)

BIMSTECは、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンの計7カ国で構成されている。2004年2月、バングラデシュを除き、FTA枠組み協定を締結し、同年6月、バングラデシュを含めて再調印した。関税譲許や税関協力、サービス、投資についてこれまでに19回の交渉が行われており、19回目の交渉では、2012年7月1日からの加盟国間での関税譲許の実施が決定された。サービスと投資については交渉が継続している。

(3) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携

本項では、上記で述べてきた経済連携に加え、東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携の動きを関して概説する。

① 環太平洋パートナーシップ (TPP : Trans-Pacific Partnership)

2005年、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国は、環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership : P4) に署名した。P4は、原則として2015年までに100%の関税を撤廃するという高いレベルの自由化を指向したFTAであり、また、サービス、知的財産制度、協力等の幅広い項目を備えたものであった。

2008年3月、米国はP4で積み残しとなっていた投資ルールと金融サービス交渉に参加し、その

後9月には交渉対象を全分野に拡大することを表明した。11月にペルーにて開催されたAPEC閣僚会議の際には、豪州、ペルーが参加を表明し、続いてベトナムも将来における参加を前提としたメンバーという位置づけで関与を表明した。

その後正式な交渉が開始されないまま1年近くが経過したが、2009年11月、オバマ米大統領が関係国と連携 (engage) していくことを発表、12月には議会に交渉開始を通知した。これを受け、新たな協定の締結を目指して、2010年3月にP4の4カ国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えて第1回TPP協定交渉会合が豪州にて実施された。2010年10月の交渉会合からはマレーシアが新規交渉国に加わるとともに、同年12月の交渉会合からはベトナムが正式に交渉参加国となった。また、交渉参加への関心を表明していたカナダ及びメキシコについては、2012年10月にTPP交渉への参加が正式に認められた。

日本については2013年7月にTPP交渉への参加が正式に認められ、12番目のTPP交渉参加国となった。

その後の交渉を経て、2015年10月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016年2月4日に署名がなされた。

(日本のTPP交渉参加に関する経緯の詳細は3.(2)⑩環太平洋パートナーシップを参照)

② 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership)

東アジアの経済統合/政治協調を目指す動きは、1991年のマレーシアの東アジア経済協力 (EAEC) 構想を端緒としている。アジア通貨危機が発生した1997年には第1回ASEAN+3首脳会議が開催 (以後常設化) され、第3回ASEAN+3首脳会議において今後の東アジアにおける協力の基本方針を定めた「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。また、2001年に東アジアビジョングループ (EAVG) が共同体実現に向けた基本理念や制度化の方向性についてASEAN+3首脳会議

へ報告し、2002年には東アジアスタディーグループ（EASG）が短期的に実現すべき17項目、中長期的に実現すべき9項目の具体的方策について報告したことで東アジア共同体形成への機運が高まった。EASG報告は、中長期的に実現すべき項目として「東アジア自由貿易地域（EAFTA）」を挙げており、2005年4月、専門家によるEAFTAの実現可能性に係る研究会が開始され、2006年7月、ASEAN+3によるFTAの構築に向け政府間協議を開始すべきとする報告書をまとめた。同年8月のASEAN+3経済大臣会合でこれを報告したが、政府間協議を時期尚早とする意見が多く、2007年1月の首脳会議で専門家による第2フェイズ研究の継続が決まった。同研究は2007年5月より開始され、2009年8月のASEAN+3経済大臣会合及び同年10月の首脳会合で最終報告され、民間研究提言の政府間検討の開始に関する経済大臣会合の決定を歓迎した。

これと並行する形で、ASEAN+6に関する構想も進められてきた。2005年12月、前年のASEAN+3首脳会議の合意に基づき、ASEAN+6を参加国とする「東アジア首脳会議（EAS）」が初めて開催され、EASの定期開催や、EASがこの地域における共同体形成に「重要な役割（significant role）」を果たすことなどを確認する共同宣言が発出された。日本は、2006年8月、ASEAN+6の経済実態としての結びつきが強まり、ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとの「プラス1」EPA/FTAの取組が進展したことから、16カ国での広域経済連携構想「東アジア包括的経済連携（CEPEA）」の専門家研究を提案した。2007年1月にはフィリピン・セブ島で第2回EASが開催され、CEPEA民間研究の立ち上げが歓迎されたほか、EASの枠組みにおける初めての協力として日本からエネルギー分野での提案等が行われた。2007年11月にシンガポールで開催された第3回EASでは、「東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）」の正式設立の合意がなされた。

CEPEAの専門家研究については、2008年6月までに計6回の会合を開催し、その結果報告を取りまとめた。2008年8月には、ASEAN+6経済大臣会合でこれを報告し、継続が合意された第2フェイズ研究は、2008年11月から2009年7月までの間に計4回の会合が開催され、最終報告書が取りまとめられた。2009年8月のASEAN+6経済大臣会合及び同年10月の第4回EASにおいて、民間研究の成果を政府間で議論・検討するとの決定を歓迎し、EAFTA構想と同時並行で政府間の議論に移行すべきことが確認された。

2009年から貿易円滑化の4分野（原産地規則、関税品目表、税関手続、経済協力）の政府間でのワーキング・グループが設置され、ASEAN及び対話国との間で、CEPEA、EAFTA等の広域的FTAの実現に向けて、5つのASEAN+1FTAの比較、分析が行われ、報告書がとりまとめられた。これらの4分野の実質的議論が進展したことを受け、2011年8月のASEAN経済大臣関連会合において、我が国と中国は共同で「東アジア自由貿易地域（EAFTA）及び東アジア包括的経済連携（CEPEA）構築を加速化させるためのイニシアティブ」として、貿易・投資の自由化に関する3つ（物品、サービス、投資）の作業部会を新たに設立することを提案した。日中による共同提案はこれが初めてであり、ASEAN及び対話国（日中韓印豪NZ）の閣僚により歓迎された。

同年11月の第6回東アジア首脳会議においては、貿易円滑化に関する4つの作業部会の最終報告が歓迎されるとともに、日中共同提案を踏まえ、貿易・投資の自由化に関する作業部会を設立することが首脳レベルで合意された。まずは、2012年の早期に物品貿易の作業部会が立ち上げられることとなった。また、ASEAN側から、これまでのEAFTA、CEPEAの取組を踏まえ、今後の地域的経済統合のあり方の一般原則を定めた「東アジア地域包括的経済連携」（RCEP：オールセップ）の枠組みの提案があり、歓迎された。

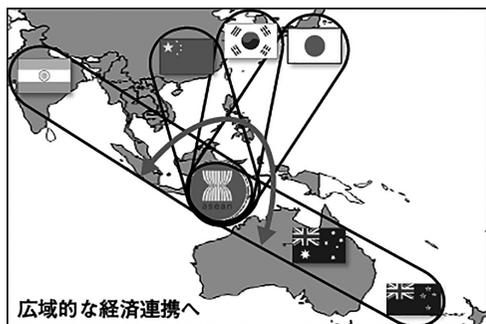
その後、2012年8月のASEAN+FTAパート

ナーズ経済大臣会合において、RCEPの「交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意した。同年11月には、ASEAN関連首脳会合において、RCEPの「交渉の基本指針及び目的」を16カ国(ASEAN+日中韓印豪NZ)の首脳間で承認し、RCEP交渉の立ち上げが宣言された。「RCEP交渉の基本指針及び目的」では、物品貿易・サービス貿易・投資に加えて知的財産、競争等も交渉対象とし、包括的協定を目指すこと、既存のASEANとのFTAを上回る、包括的で質の高い協定を目指すこと等が盛り込まれている。RCEP交渉は、2013年早期に最初の交渉会合を開催し、2015年末までに交渉完了を目指すこととされた。しかし、実現が困難な状況であったため、2015年11月のASEAN関連首脳会議において、2016年内のRCEP交渉の妥結を期待する旨の共同声明文が発出された。これまでに4回の閣僚会合(1回の中間会合を含む)と11回の交渉会合を開催している。

2008年6月に設立されたERIAにおいても、ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとのASEAN+IFTAの進捗状況や将来的な課題等の分析を行っており、東アジア地域全体をカバーする経済統合に向けた本取組は2015年8月のEAS経済大臣会合でも賞賛されている。

RCEP (東アジア地域包括的経済連携)

ASEANと日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドが交渉に参加



③ アジア太平洋経済協力 (APEC)

APECは、日本と豪州が主導して1989年に創設した、アジア太平洋における地域協力枠組みである。1994年にインドネシアのボゴールにて開催された首脳会議では、先進エコノミーを2010年(途上エコノミーは2020年)までに自由で開かれた貿易・投資を達成することを目標として掲げた(ボゴール目標)。FTAは本目標を達成するための有力な手段の一つであり、アジア太平洋におけるFTAの質を高めるための具体的な取組として、FTA交渉の参考となるような文書(「FTAモデル措置」)が策定されている。また、2006年のAPEC首脳会議では、米国の働きかけもあり、長期展望としてのアジア太平洋の自由貿易圏(FTAAP)を含む、地域経済統合を促進する方法及び手段について更なる研究を実施することで合意し、それ以降、APECにおける地域経済統合に関する議論が急速に進展した。翌2007年のAPEC首脳会議では、その研究成果をまとめた報告書が提出され、既存の二国間及び多国間のFTAについての研究等を実施していくことが承認されたほか、2008年のAPEC首脳会議では、その進捗が報告されるとともに、今後も継続して検討していくことが合意された。

2010年には、我が国はAPEC議長国として、首脳会議や閣僚級の会合から専門家レベルの会合に至るまで一連の会合を主催し、その成果として「緊密な共同体」、「強い共同体」、「安全な共同体」を目指す「横浜ビジョン」がまとめられた。その中で、2010年時点においてボゴール目標の達成に向けた顕著な進展を遂げたことを報告するとともに、2020年のボゴール目標達成に向けて地域経済統合の取組を今後とも推進していくことが確認された。また、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に向けて具体的な手段をとることとされ、ASEAN+3、ASEAN+6、及び環太平洋パートナーシップ(TPP)協定等の現在進行している地域的な取組などを基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求していくこ

とに合意した。FTAAPの実現の過程において、APECは、FTAAPに含まれるべき「次世代型」の貿易・投資の問題を規定・整理し、対処することに重要な役割を果たすことにより、FTAAPの育ての親（インキュベーター）として、貢献することとされた。他にも、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の成長をより確たるものとするため、「均衡ある成長」、「あまねく広がる成長」、「持続可能な成長」、「革新的成長」及び「安全な成長」の5つを達成することを目的とする、長期的かつ包括的な成長戦略を策定した。

2011年及び2012年のAPEC首脳会議では、地域経済統合の推進やグリーン成長の促進、イノベーションの活性化など、「横浜ビジョン」や「成長戦略」の実現に向けて具体的な議論が行われた。

地域経済統合に向けた取組としては、FTAAPに含まれるべき次世代貿易・投資課題について、2011年に「効果的、無差別かつ市場主導のイノベーション政策の推進（イノベーションと貿易）」と「中小企業のグローバル生産網への参加強化」について共通原則を策定した。特に「イノベーションと貿易」の論点については、日本は米国と連携しつつ積極的に関与し、上記原則中に「企業間の技術ライセンス契約への政府の不干渉」や、「政府調達の入札に、国内企業が有利となるような参加資格設定の抑止」という要素を盛り込むことに成功した。

また、グリーン成長については、2012年の首脳会議で、グリーン成長及び持続可能な開発に直接かつ積極的に貢献する「APEC環境物品リスト」（太陽光発電パネル、風力発電設備を始めとする54品目から構成）に合意し、2011年のAPEC首脳会議における合意（ホノルル宣言）に従い、各エコノミーにおける実行関税率が、2015年末までに5%以下に引き下げられることとなった。環境物品の関税引き下げは、WTOの場合でも2001年のドーハ・ラウンドの立ち上げ以降、「貿易と環境」の検討の一環として議論が行われてきたが、ドーハ・ラウンドの停滞する中で、これをAPECで合

意できたことは、APECが域内の貿易・投資の自由化推進に果たす役割を実証する顕著な成果であると言える。また、APECでの合意が、WTOにおける環境物品自由化への取組に新たな弾みを与えることとなった。

2013年のAPEC首脳会議では、多角的貿易体制の支持及びボゴール目標の達成などについて議論が行われた。

多角的貿易体制の支持については、同年12月の第9回WTO定期閣僚会合（MC9）に向け、パリ・パッケージの早期合意の必要性・緊急性を共有し、多角的貿易体制とMC9を支持する独立文書を発出した。

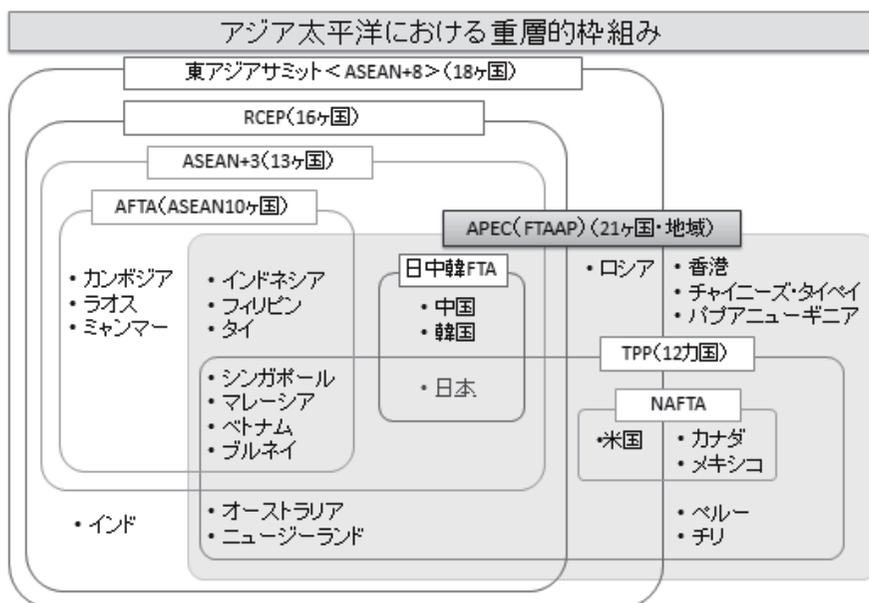
2014年のAPEC首脳・閣僚会議では、多角的貿易体制、FTAAPを始めとする地域経済統合の進展等について議論が行われた。

多角的貿易体制については、WTO貿易円滑化協定の採択がなされていない状況に鑑み、WTOの交渉機能を取り戻すように呼びかけるとともに、ITA拡大交渉のできるだけ早期妥結などを促し、多くの閣僚からの支持を得た。また、新たな保護主義的措置を導入しない約束の期限を2018年まで延長することを首脳に進言。FTAAPについては、TPP、RCEP等この地域での既存の取組を礎として可能な限り早期にFTAAPを確立するため、「FTAAP実現に関する議題に係る共同の戦略的研究」の開始等を内容とする「FTAAP実現に向けたAPECの貢献のための北京ロードマップ」に合意。また、製造業関連サービスを次世代貿易投資課題と位置づけ、貿易の自由化・円滑化に向け、2015年中に行動計画を作成することに合意した。環境サービスについても同様に、行動計画を作成することとなった。

2015年の閣僚会議・首脳会議では、多角的貿易体制、FTAAPを始めとする地域経済統合の進展、サービスにおける地域協力等に関する議論が行われた。多角的貿易体制については、2015年12月のナイロビでの第10回WTO閣僚会議の成功に向けた独立文書を発出し、貿易円滑化協定の早期

批准を促すほか、あらゆる形態の保護主義への対抗を再確認、ITA 拡大交渉のステージングの議論の早期終結に向けた努力を歓迎した。地域経済統合の進展については、FTAAP は現在進行している地域的な取組を基礎として包括的な自由貿易協定として追求されるべきことや、FTAAP が質の高いものであるとともに次世代貿易投資課題に対処すべきとする「FTAAP への道筋」のビジョンが再確認された。これに関連し、TPP 交渉の大

筋合意等の進捗に留意し、また RCEP 交渉の早期妥結を慫慂した。サービスについては、「APEC サービス協力枠組み」が策定され、APEC におけるサービス協力の原則や方向性が示されたほか、2025 年までに取るべき行動、達成すべき指標及び目標を含めたロードマップを 2016 年に策定することが決められた。また、製造業関連サービス及び、環境サービスの各行動計画が承認された。



3. 我が国における経済連携の取組

我が国は現在、主要な貿易相手国を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めている。2016年2月現在、14の国・地域との間でEPA/FTAを発効済みであり、日モンゴルEPA、TPPに署名済である。また、日EU・

EPA、RCEP、日中韓FTAをはじめ、3カ国4地域との間でEPA/FTAの交渉が進行中である。

本節では発効済および交渉中の日本のEPA/FTA他、我が国の経済連携の取組状況を掲載する。

(1) 背景

21世紀に入り新興国経済が急速に発展し、世界の実質GDPに占める新興国の比率は、2000年の25.2%から2013年には38.7%に増大⁵した。一方、我が国の相対的地位は趨勢的に低下し、世界経済に占めるGDPの割合は2013年には6.6%となっている⁶。また、世界の貿易構造に目を向けると、我が国を含め東アジアにおいては、域内の最適な工程間分業により構築された生産ネットワークが構築されている。具体的には、我が国や韓国、ASEANにおいて生産された中間財が、中国に輸出されて組み立てられ、中国から最終財が米国・EU等の大市場国に対して輸出されるという貿易動向が顕著に見られる⁷。この東アジアでのサプライチェーンの発展にともない、各国は自国に生産拠点を立地させるため、貿易・投資環境の整備に注力している。

貿易・投資環境整備の取組としては、我が国にとってWTOドーハ開発アジェンダ交渉の妥結を通じた国際貿易ルールの強化が今後とも重要であるが、近年、ドーハ・ラウンドの停滞により、米国や韓国は主要貿易国との間で高いレベルのFTA交渉を推進しており、2016年2月時点で、発効済FTAの相手国との貿易額が貿易総額に占める割合（いわゆる「FTAカバー率」）が、韓国は60%を超え、米国は40%を超えている。また、中国のFTAカバー率も40%近くに迫っている。これに対し、我が国のFTAカバー率は23%弱に留まり、米国や韓国に大きく劣後している。韓国は2011年7月にEUとのFTAを暫定発効させ、2012年3月には米国とのFTAを発効させた。2つの大市場国とのFTAにより、我が国企業は韓国企業と比べて相対的に不利な条件で貿易を行わざるを得ないことになった。

2010年秋に我が国がTPPに対する関心を表明⁸

5 2014年版通商白書（P.5）

6 2014年版通商白書（P.5）

7 2011年版通商白書（P.96）

8 菅総理（当時）は2010年10月に第176回国会所信表明演説において「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」と表明。

して以降、EUとのEPAや日中韓FTAに向けた政府間での協議、ASEAN+3、ASEAN+6等の東アジア地域での広域経済連携の議論が加速した。このようにEPAは相互に推進力となるものであり、TPPが大筋合意（2015年10月）、署名（2016年2月）に至った今、引き続き、EU、中国、韓国等、世界の主要貿易国との経済連携に向けた取組を、精力的に進めていくことが重要である。

(2) 我が国の署名・発効済みEPA/FTAについて

我が国は、2016年2月現在、14の国・地域との間でEPA/FTAを発効済み、日モンゴルEPA、TPPに署名済みである。これらの国や地域との間では、我が国企業は輸出入の際に通常よりも低い関税率（EPA税率）を適用する事ができる。また、サービス業を行う際の規制を緩和・撤廃、投資環境の整備、ビジネス環境の整備に係る協議の場の設置等を通じ、貿易・投資相手国におけるビジネス環境が改善する。

カバーされている分野は協定ごとに異なり、署名・発効済みの協定が扱っている分野は以下の通り整理できる（分野の整理は本報告書第Ⅲ部の章立てに従った。なお、規定の詳細に関しては本報告書第Ⅲ部第1章以降該当箇所を参照のこと）。

	シンガポール	メキシコ	マレーシア	フィリピン	タイ	チリ	インドネシア	ブルネイ	AJCEP	ベトナム	スイス	インド	ペルー	豪州	モンゴル	TPP
関税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原産地規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
AD、相殺措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セーフガード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基準・認証制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サービス貿易	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人の移動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知的財産	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
投資	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
競争	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政府調達	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貿易円滑化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エネルギー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
労働	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電子商取引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国家間における紛争解決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ビジネス環境整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

日本のEPA/FTAの歴史は日シンガポールEPAに遡る。2002年の11月の発効後、他のASEAN諸国に対し日本とのEPA/FTA締結への関心が喚起された。2005年4月には日メキシコEPAが発効した。乗用車（大型バス・トラックを除く）に関し7年目に関税撤廃、鉄鋼に関し即時または段階的に関税撤廃、政府調達に関しメキシコのFTA締結国優遇制度による差別的待遇を解消する等、日本の輸出品にとってメリットのある交渉結果であった。また、2008年には日本にとって初の広域EPAとなる、日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定が発効した。二国間EPAを締結していなかったカンボジア・ラオス・ミャンマーをカバーするEPAであり、本協定発効に伴い、原産地規則の累積規定を活用することにより、日本とASEAN域内にまたがるサプライチェーンでEPAが利用可能となった。2015年10月には、日本、米国、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランドの12か国が参加するTPPが大筋合意し、2016年2月に署名に至った。以下、署名済・発効済EPAについて概説する。

① 日シンガポールEPA

2002年1月13日に署名、同年11月30日に発効した。本協定は、我が国最初の地域貿易協定（RTA）として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術（ICT）や貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させる等、二

国間における包括的経済連携を推進するものである。なお、2006年4月に開始された協定見直し交渉が2007年3月に議定書署名、同年9月に発効に至り、更なる自由化が図られている。

② 日メキシコEPA

2002年11月より交渉を開始し、2年近くに亘る精力的な交渉の結果、2004年3月、関係閣僚間で本協定の大筋合意に至り、法技術的な整備作業を経て、2004年9月、両国首脳間で協定に正式署名した。本協定は2004年11月に批准、2005年4月1日に発効した。本協定の発効により、これまでメキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率（約16%（2001年平均実効税率ベース））の大部分が10年以内に撤廃され、また、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコにおいて欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となった。本協定発効後、日本からメキシコへの輸出額（2014年）は発効前の2004年から約2倍、日本のメキシコからの輸入額は約1.9倍となり、投資面では自動車関連企業による生産増強、販売拠点設立等がみられる。また、本協定発効後は、民間代表も参加したビジネス環境整備委員会（2015年までに8回開催）を含む、両国政府による協定下各委員会の実施や日メキシコ関係者が協力して行った投資セミナー、エネルギーセミナー、ミッション派遣の実施等、両国間の経済連携の強化に向けた取組が行われている。なお、2009年に4月に開始された協定見直し交渉が、2011年2月に合意に至った（同年9月署名、2012年4月に発効）。本見直しにより、物品の貿易に関する市場

アクセスの条件が更に改善し、原産地の証明の方法として認定輸出者による原産地申告制度等が導入された。

③ 日マレーシア EPA

2004年1月より交渉を開始し、2005年5月に大筋合意を確認、同年12月13日に両国首脳間で協定に正式署名し、2006年7月に発効した。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出しており、両国の経済的結びつきは深い。したがって、このような両国間での経済連携協定の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果がある。具体的に効果の大きい項目としては、まず関税の撤廃・削減が挙げられる。また、多くの進出企業にとって、投資ルールの整備やサービス自由化に加え、ビジネス環境向上のために両国の官民双方が取り組む枠組みであるビジネス環境の整備に関する小委員会を設置したことは、重要な意義を有する。同委員会は2007年3月の第1回を皮切りに、2011年9月までに5回の会合が開催されている。ビジネス環境の整備に関する小委員会では、同地でビジネスを行う上で様々な問題を議論し、解決の実績が出ていることから、産業界からも高い評価を得ている。このほか、物品、原産地、サービス、投資、貿易の技術的障害に関する協定（TBT）、協力分野などにおける小委員会も開催されており、EPAの執行が進んでいる。

④ 日チリ EPA

2004年11月の首脳会談において、EPAの可能性について検討するための産学官による「共同研究会」の立ち上げに合意し、2005年1月末に研究会を開始、以後4回の会合を実施した。同年11月、両国首脳間で、共同研究会の報告書を踏まえ、EPA交渉を開始することに合意し、2006年2月から9月にかけて4回の交渉会合を実施、2006年9月に市場アクセスを中心に協定の主要な要素について大筋合意に至った。その後、第5回交渉

を同年11月に開催し、同月の首脳会談において交渉の妥結が確認され、2007年3月末に日チリEPAは署名され、同年9月に発効した。チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進している。政治・経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、当時既に約50カ国との間でFTAを締結しており、我が国としては、FTA締結済みの他国に劣後しない日系企業活動環境の確保が重要であった。

⑤ 日タイ EPA

2004年2月より交渉を開始し、2005年9月の大筋合意を経て2007年4月3日に首脳間で署名に至り、2007年11月に発効した。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を10年以内に撤廃し、我が国は、多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行うこととなった。タイは、投資分野についても、製造業投資の規制を強化しないことを宣言するとともに、サービス分野については特に、修理・メンテナンスや小売・卸売サービス等の製造業関連サービスの一部について、外資規制を緩和した。人の移動分野では、タイ人スパ・セラピスト及び介護福祉士の日本への受入並びに日本人のタイにおける滞在及び労働許可の取得に係る条件の緩和について検討するため現在協議中である。このほか我が国は、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を実施している。タイは、ASEAN内では第1位の貿易相手国であるが、日本からの輸出品のほとんどが有税かつ高関税であったため、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、タイにとって日本は第1位の投資国であり、多くの日本企業が進出しており（2015年現在、日本商工会議所加盟数が1615社とASEANで最大）ASEANにおける日本企業の中核的な生産拠点である。これら現地進出日本企業が抱えるビジネス上の諸問題を解決するため

「ビジネス環境の向上に関する小委員会」を設置し、2015年までに5回開催しており成果が出始めている。投資ルールの整備やサービス自由化による事業環境の整備の観点からも本協定のメリットは大きい。

⑥ 日インドネシア EPA

2005年7月より交渉を開始し、2006年11月に大筋合意を確認、2007年8月の首脳会談で署名に至り、2008年7月に発効した。

インドネシアとの経済連携協定は、貿易障壁の削減・撤廃に加えて、既存の法制度の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の確保、投資環境の改善等の効果がある。また、インドネシアは、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しており、本協定にはエネルギー・鉱物資源章が設置されている。我が国にとってインドネシアは第11位の貿易相手国（2014年）であるとともに、インドネシアにとって我が国は最大の輸出相手国かつ第3位の輸入相手国（いずれも2014年）であり、両国の経済的な結びつきは深い。インドネシアはASEAN域内で最大の人口（約2.5億人）を擁しており、我が国企業にとって有望な市場への優先的なアクセスが実現する。本協定に基づき、製造業分野での二国間協力（14分野27案件）を実施しており、二国間経済関係の一層の強化が期待される。また、本協定により、2008年8月からインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている（入国者数、国家試験合格人数等の詳細は第3章「人の移動」に記載）。

⑦ 日ブルネイ EPA

ブルネイとのEPAは、2006年5月の外相会談での正式交渉開始の決定を受け、2006年6月より交渉を開始し、同年12月の大筋合意を受け、2007年6月18日に署名し、2008年7月末に発効した。

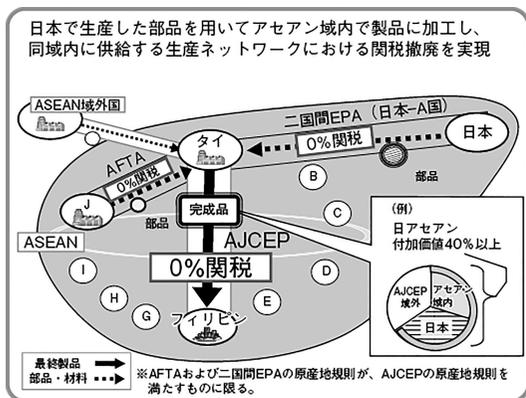
ブルネイは、天然ガスなど、我が国にとって重要なエネルギー供給国のひとつである。日ブルネイEPAでは我が国初の独立したエネルギー章が

設置されている。同章にはエネルギー分野において規制措置をとる際の既存の契約関係への十分な配慮、及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズム等が盛り込まれ、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係の維持・強化に資する内容となっている。

⑧ 日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定

ASEAN全体とのEPAである日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月14日に各国持ち回りでの署名を完了し、2016年2月時点でインドネシアを除くすべての参加国との間で発効している。AJCEPは、日本とASEANを1つのエリアとして、人口7.5億人、経済規模7兆1千億ドル（2014年）の自由な経済圏を制度化するものであり、日本とASEAN双方の経済活性化促進の観点から、非常に重要な意義がある。東アジア地域において、ASEANは依然として我が国との貿易・投資関係が最も深く重要な地域であり、既存の投資による蓄積が多く存在するASEANの資産を有効活用する観点からも重要である。更に、AJCEPは我が国とASEAN各国との二国間EPAとは法的な優先関係が存在しない全く別個の協定であり、日本とASEAN各国との二国間EPAでは対応が不十分な、日ASEANワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。例えば、日本で製造した高付加価値部品を用いてASEAN域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、既存の枠組み（二国間のEPA、AFTA）における特恵を享受できないケースが生じるが、AJCEPで、原産地規則における累積規定が日本及びASEAN域内で適用されることで、本協定における特恵を享受する可能性を提供する。日本とASEAN域内とで複雑な生産ネットワークをもつ日本企業にとってAJCEPは非常に重要である。

日 ASEAN 生産ネットワークでの EPA 税率の利用



⑨ 日フィリピン EPA

2004年2月より交渉を開始し、2006年9月9日の日比首脳会談において署名し、2008年12月に発効した。フィリピンにとっては初の二国間EPAである本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。また、本協定により、2009年5月から、フィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている(入国者数等の詳細は第3章「人の移動」に記載)。

⑩ 日スイス EPA

2005年4月の首脳会談において、日スイスEPA/FTAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済連携の強化の在り方に関する政府間での研究を立ち上げることに合意し、同年10月から2006年11月にかけて、5回の共同研究会合が開催された。本研究の報告を受け、2007年1月、両国首脳間でEPA交渉の開始に合意し、8回の交渉会合を経て2008年9月に大筋合意、2009年2月に署名、同年9月1日に発効した。日スイスEPAは我が国にとって欧米先進国との初の

EPAであり、先進国間EPAのモデルとなり得る高いレベルの内容を実現している。具体的には、物品貿易における質の高い自由化(主要鉱工業品の関税即時撤廃を含む、発効後10年以内で往復貿易額の99%以上を関税撤廃等)、我が国のEPAでは初めて原産地証明制度に関して認定輸出者による自己証明制度の導入、同じく我が国のEPAでは初めて電子商取引章の設置を実現している。その他、投資、サービス、知的財産についても高いレベルの成果を得ている。また、本協定の実施状況や改正について議論する合同委員会を設置し、2011年2月には第2回の会合を開催した。このほか、経済関係の緊密化、原産地分野などにおける小委員会も開催されており、EPAの執行が進んでいる。

⑪ 日ベトナム EPA

ベトナムとのEPAは、2006年10月の日ベトナム首脳会談において交渉入りに合意し、2007年1月に交渉開始した。その後計15回の交渉会合を経て、2008年9月に大筋合意に至り、同年12月に署名、2009年10月に発効した。ベトナムにとっては初の二国間EPAとなる。

ベトナムは、近年、ビジネス環境整備の枠組みである日越共同イニシアティブ(2003年開始)や日ベトナム投資協定(2004年発効)の効果もあり、自動車・電子電気関連の製造業をはじめとした日本企業からの投資は着実に増加し、我が国産業界の関心は非常に高い。しかし、部品・素材等の高い関税率、裾野産業が未発達であること等が今後の課題となっている。日ベトナムEPAは、こうした課題に取り組むとともに、両国間の経済関係の更なる強化に資することが期待される。本協定の締結により、物品貿易分野において、ベトナム側は現地製造業が生産に必要とする部品・素材を中心とした関税削減及び撤廃を行う。ベトナム側は、中国ASEAN FTA、韓国ASEAN FTAでは譲許していない高い水準の自由化を約束した。他方、日本側は鉱工業品分野でほぼすべての品目で

関税を撤廃し、農水産品分野についても市場アクセスを改善した。人の移動分野では、ベトナム人IT技術者の移動を促進するため、現行の入管制度の範囲内でIT技術者に関する約束をしたほか、看護師・介護士については、将来的な受入れの可能性について、協定の発効後の協議の結果、2011年10月の日ベトナム首脳会談において受入に係る覚書に署名が行われ、2012年6月17日に発効した。EPAに基づき、訪日前日本語研修(12ヶ月間)を現地にて受講し、日本語能力試験N3以上合格者で日本側受入施設が確定したベトナム人看護師・介護福祉士を日本が受け入れることとなっており、2014年6月には第1陣候補者138名が来日し、同年8月より就労しており、2015年5月には第2陣候補者が来日し、同年8月より就労中である。また、裾野産業育成の協力や食品衛生管理及び動植物検疫体制強化のための協力等を行うことも規定されている。

⑫ 日インド EPA

2004年11月、首脳会談において両国の経済関係強化の在り方につき包括的な観点から協議するための共同研究会を立ち上げることに合意し、2005年7月から2006年6月にかけて4回の共同研究会を開催した。この共同研究会の報告書を受け、2006年7月に開催された日インド首脳会談で、交渉の実施に向けた事務レベルの準備を開始するよう指示が出された。2007年1月に交渉を開始し、2010年9月の第14回交渉会合にて大筋合意、10月の日インド首脳会談で交渉完了に至った。その後、2011年2月に署名に至り、同年8月1日に発効した。

インドは我が国からの輸出品のほとんどに対して高関税を課しており、関税撤廃により、輸出促進だけでなく、製造業中心の我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野については、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが重要である。インドへの輸出における主要な有税品目及び2011

年時点の関税率は、自動車部品(10%)、鉄鋼製品(5%)、織機(7.5%)などであったが、交渉の結果、自動車部品については10年で関税撤廃、鉄鋼製品については5年、織機は10年で撤廃となる。協定発効後10年間で往復貿易額の約94%の品目が関税撤廃されることとなる。

⑬ 日ペルー EPA

2008年11月の日ペルー首脳会談において、ペルー側から強い希望のあった日ペルーEPAの交渉開始に向け合意し、2009年1月から3月にかけて、3回の民間研究会を開催した。本研究の報告書を受け、2009年4月に開催された日ペルー首脳会談にて、日ペルーEPA交渉開始が合意された。2009年5月から2010年11月にかけて7回の正式会合と中間会合を開催し、2010年11月に交渉を完了した。その後、2011年5月末に署名し、両国内での批准手続きを経て2012年3月に発効した。ペルーへの輸出における主要な有税品目及び2010年時点の関税率は、自動車(9%)、バイク(9%)、テレビ(9%)などであったが、交渉の結果、自動車については即時~10年で関税撤廃、バイクについては9年で撤廃、テレビは即時撤廃となる。協定発効後10年間で往復貿易額の99%以上の品目が関税撤廃されることとなる。

⑭ 日豪 EPA

2003年7月、首脳会談において署名された「日豪貿易経済枠組み」に基づき、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究が実施され、本共同研究は2005年4月に終了した。その後、同年4月の首脳会談において、EPA/FTAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済関係の強化の在り方について政府間で研究することに合意し、同年11月から2006年9月の間に、5回の共同研究会合が開催された。同共同研究会の最終報告書を受け、2006年12月、首脳間でEPA交渉開始が合意された。2007年4月から2012年6月までに16回の交渉会合を開催するとともに、非

公式の実務者レベルの協議を行い、日豪両国の主張の隔たりを埋めるべく議論がなされた。

2014年4月の首脳会談において、7年越しとなった日豪EPA交渉が大筋合意に至り、同年7月の首脳会談で署名、2015年1月15日に発効した。

豪州は我が国にとって中国、米国、韓国、台湾に次ぐ5番目の貿易相手国・地域であり、これまでに締結した二国間EPAのパートナーとしては最大である。我が国から豪州への輸出額の3割未満であった無税品目の割合が、本協定発効時に直ちに8割を超える水準になり、残りも8年目までにはほぼ全てが関税撤廃される。特に、我が国からの輸出の約半分を占める自動車分野(MFN税率5%)では、豪州への完成車輸出額の約75%が即時に関税撤廃される。残る完成車も、3年目には関税が全て撤廃される。

関税以外でも、天然ガス・石炭など資源・エネルギーの安定供給確保、投資・サービスの自由化、電子商取引・政府調達ルール整備、知的財産の保護など、幅広い分野で高い水準の合意を実現している。

⑮ 日モンゴルEPA(署名済)

日モンゴルEPA交渉は、2014年7月の日モンゴル首脳会談において、大筋合意が確認された。また、2015年2月の日モンゴル首脳会談において、両国首脳の間で日モンゴルEPA及び同協定の実施取極への署名が行われた。豊富な天然資源に恵まれるモンゴルと我が国の関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。また日モンゴルEPAはモンゴルにとって初めてのEPA/FTAとなり、2010年11月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」を一層強化するための重要なステップとなる。

⑯ 環太平洋パートナーシップ(TPP)(署名済)

我が国は、2010年11月9日に閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」(以下「基本方

針」)において、TPPについては、「その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」こととし、12月から関係国と情報収集等のための協議を開始した。2011年3月11日に発生した東日本大震災を経て策定された「日本再生のための戦略に向けて」(2011年8月5日閣議決定)では、「環太平洋パートナーシップ(TPP)については、被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえ、更に国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等も踏まえ、しっかり議論し、協定交渉参加の判断時期については、総合的に検討し、できるだけ早期に判断する。」とした。その後、同年11月のハワイAPEC首脳会議を前に、国内で活発な議論が行われ、APECに臨む総理の会見において、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」旨が表明された。

野田総理(当時)の表明をうけ、我が国は2012年1月からTPP交渉参加国と個別に交渉参加に向けた協議を開始した。

2012年4月に行われた日米首脳会談では、双方が日米間協議を前進させるようお互い努力することで一致した。その際、米国大統領からは、自動車、更には保険、そして従来から取り上げてきた牛肉について関心の表明があった。

2012年12月の衆議院総選挙での政権交代後、安倍総理は就任時の記者会見において、TPPについては、「聖域なき関税撤廃を前提条件とする以上、交渉参加に反対」との自民党の政権公約と、「国益にかなう最善の道を求める」との自民党と公明党との連立合意を確認し、十分に状況・情報を分析しながら、総合的に検討していくことを表明した。

2013年2月に行われた日米首脳会談では、①日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在すること、②最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであること、③TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃する

ことをあらかじめ約束することは求められないこと、の3点が首脳間で明示的に確認された。これらの点を含め、以下の「日米の共同声明」にある事項について首脳間で認識が一致した。

2013年3月15日には安倍総理が記者会見を行い、我が国としてTPP交渉に参加することを表明した。本記者会見において、安倍総理からは、TPPに参加し、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけでなく、世界に繁栄をもたらす旨、発言した。加えて、日米の二大経済大国が参画してつくられる新たな経済秩序は、TPPの中だけでなく、RCEPやアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）のルールづくりのたたき台となるはずであると指摘した。

更に2013年4月12日には、日米間の協議が成程裡に終了したことが確認された。この日米協議の結果、保険、透明性／貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置⁹等を対象分野として、日米間でTPP交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定した。自動車分野の貿易に関しては、透明性、流通、基準、環境対応車／新技術搭載車、財政上のインセンティブ等を対象事項としてTPP交渉と並行して自動車貿易TOR（後掲）に従い交渉を行うことを決定した。また、TPPの市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおける米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認した。

また、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティが両国にあることを認識しつつ、TPPにおけ

るルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組むことで一致した。

同年4月にTPP参加国の閣僚会議で日本の交渉参加が11カ国から承認され、4月24日に米国政府が日本の交渉参加について議会に通知を行った。議会通知してから90日経った後、7月24日に、日本はマレーシアで開催中の第18回交渉合会の途中から交渉に正式に参加した。その後の交渉を経て、2015年10月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016年2月4日に署名がなされた。

9 日本及び米国は、世界貿易機関（WTO）の衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。

参考 日米の共同声明

両政府は、日本が環太平洋パートナーシップ (TPP) 交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象とされること、及び、日本が他の交渉参加国とともに、2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭(アウトライン)」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認する。

日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものである

ことから、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する。

両政府は、TPP参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。これらの協議は進展を見せているが、自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し、及びTPPの高い水準を満たすことについて作業を完了することを含め、なされるべき更なる作業が残されている。

参考 自動車貿易 TOR (仮訳)

日本政府及び米国政府(以下「両国政府」という。)は、以下に従って、TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行う。

- ・本交渉の成果は、WTO協定に整合的なものとする。
- ・本交渉の成果は、両国政府の権限の範囲内のものとする。
- ・両国政府は、交渉の結果として合意される権利及び義務をTPP協定に附属される日米二国間の市場アクセスの表に組み入れ、したがって、これら権利及び義務は、TPP協定の紛争解決手続の対象となる。また、この分野における現行のMFN関税を再び課すこと(「スナップバック」手続)ができる特別な加速された紛争解決手続も、交渉を通じて定められる。

並行交渉は、以下の事項を取り上げ、これらの事項に対して具体的で意味のある成果をもたらすものとする。

特別自動車セーフガード：自動車分野における関税交渉の結果を考慮しつつ、自動車に関する特別セーフガードの実質的及び手続的な要素(損害の検

証、適用期間及び補償を含む。)が取り上げられる。

透明性：両国政府は、自動車の製造、輸入、販売又は使用に影響を与え得る政府の規制措置の準備、採用及び適用に関する、意味があり予見可能で強固な透明性メカニズムの重要性について認識する。以下を含む分野における事項が取り上げられる。

- 規制措置案の十分な事前通知
- ガイドライン及び類似の措置の提案を含む規制措置の策定に関する透明性及び無差別
- 当該措置の策定及び実施の過程を通じての意見表明のための意味のある機会
- 新たな規制に適合するための合理的な期間
- 規制の実施後の見直し
- その他の措置

基準：型式認証の一層の円滑化及びコスト削減を含む、自動車分野における任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する事項並びに自動車部品を含む関連する事項が取り上げられる。両国政府は、更に、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)で進行中の作業に特に焦点を当てつつ、自動車の環境性能及び安全に関する基準を調和

させるために二国間で協力することの重要性を認識する。

PHP：日本の輸入自動車特別取扱制度（PHP）の下での更なる円滑化のための実質的なステップが並行交渉で取り上げられる。

環境対応車／新技術搭載車：両国政府は、代替燃料又は代替エネルギー源を利用した自動車の貿易を円滑化することの重要性を認識し、無差別な取扱いを確保することの必要性を含む、これらの自動車の製造、輸入、販売及び使用に関連して生じる事項を取り上げる。

財政上のインセンティブ：税制の運営に関する政府の主権的な権利を害することなく、財政上のインセンティブ又はその他の措置が、それらが両国の市

場における競争条件に及ぼす影響に関連して、米自動車（PHPを通じて輸入されたものを含む。）に対して差別的な効果を与えないことを確保するため、取り上げられる。

流通：自動車の流通及び整備に関連する事項が取り上げられる。

第三国協力：自動車に関する様々な事項（他国における市場アクセス及び投資を円滑化するための方法を含むが、これに限られない。）が議論される。

その他の事項：自動車貿易政策に関連する税関の事項を含むその他の事項は、いずれか一方の政府の要請に応じて提起され得るとともに、相互の合意により並行交渉に含まれ得る。

(3) 我が国が交渉中の EPA/FTA について

本項では、我が国が交渉中の EPA/FTA について概説する。現在、日本は日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA のいわゆる 3 つの「メガ FTA」交渉を進めている。また、カナダ、コロンビア、トルコの 3 カ国と交渉中である（日韓 EPA 交渉は 2015 年 2 月時点で交渉中断中、日 GCC・FTA 交渉は GCC 側の要請により交渉が延期されている）。そのほか、AJCEP のサービス貿易章・投資章についても交渉中である。以下、これらの背景とともに、現在行われている交渉をそれぞれ概説する。

(a) 日 EU・EPA（交渉中）

日本と EU は、世界人口の約 1 割、貿易額の約 3 割（EU 域内を除くと約 2 割）、GDP の約 3 割を占める重要な経済的パートナーであり、日 EU・EPA は、日 EU 間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りを寄与するものといえる。

EU は、元来、GATT/WTO を中心とする多角的な貿易交渉を通じた貿易投資自由化を重視して

おり、FTA については、近隣諸国や旧植民地国を中心として、政治的枠組みの構築を目指す連合協定の一部や、既存の特恵貿易に関する協定を発展的に改組する形で締結していた。しかし、2001 年に立ち上がったドーハ・ラウンド（DDA）交渉が長引き、また、新興国の台頭に伴い世界の経済環境が変化していることから、欧州委員会は 2006 年 10 月「新通商戦略：グローバルヨーロッパ（Global Europe: Competing in the World）」を発表し、WTO が引き続き世界の通商制度における重要なプラットフォームであることを念頭に置きつつ、FTA を通じ、欧州企業にとっての市場アクセスの確保・非関税障壁の改善等の利益を確保する方針を打ち出した。優先的に FTA を締結する対象国は、①市場潜在力（経済規模と成長性）、② EU の輸出利益に対する保護水準（相手国の市場の閉鎖性や関税水準及び非関税措置に加えて、EU の競争相手国との FTA 締結状況等）を総合的に勘案して判断されている。韓 EU・FTA は 2015 年 12 月に発効し、2015 年 8 月にはベトナムとの FTA 合意が発表された。また、2014 年 9 月には先進国であるカナダとの包括的経済・貿易

協定 (CETA: the Comprehensive Economic and Trade Agreement) 交渉が妥結した。さらに、米国とも 2013 年 7 月から環大西洋貿易投資パートナーシップ (TTIP: the Transatlantic Trade and Investment Partnership) 交渉を行っており、先進国とも通商関係強化に向けた動きをみせている。加えて、2015 年 10 月にはニュージーランド、11 月にはオーストラリアとの間でも FTA 交渉開始に合意した。2015 年 10 月、欧州委員会は、「新たな通商・投資戦略 (Trade for ALL)」を発表。EU の通商政策について、①有用性、②透明性、③基本利益としての価値を確保することを目標とした。また、ドーハ・ラウンド、TTIP、日 EU・EPA 等の妥結等を優先事項としている。

日 EU・EPA については、2009 年 5 月の日 EU 定期首脳協議において、日 EU 経済の統合の強化に協力する意図が表明され、2010 年 4 月の日 EU 定期首脳協議では、「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日 EU 経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同検討作業」を開始することに合意

した。合同ハイレベル・グループにおける幅広い分野での作業の結果を踏まえ、2011 年 5 月の日 EU 定期首脳協議において、交渉のためのプロセスの開始についての合意がなされ、日本政府と欧州委員会との間で、交渉の「範囲 (scope)」及び「野心 (ambition)」のレベルを定める「スコーピング作業」を実施することとなった。

スコーピング作業は 2012 年 5 月に実質的に終了し、同年 11 月 29 日の EU 外務理事会において、欧州委員会が加盟国より交渉権限 (マンデート) を取得した。これをうけて、2013 年 3 月に行われた日 EU 首脳電話会談において、日 EU・EPA 及び戦略パートナーシップ協定 (SPA) の交渉開始に合意した。2014 年 5 月から 6 月にかけて、EU 側の内部プロセスとして、欧州委員会が交渉開始 1 年後の見直し (レビュー) を行い、交渉の継続を決定した。日 EU・EPA は、2013 年 4 月の交渉開始以降、2016 年 2 月までに、計 15 回の交渉会合が開催されており、2016 年のできる限り早い時期に大筋合意を実現することを目指している。

参 考

日 EU 首脳会談 (平成 27 年 11 月 15 日 於: アンタルヤ) プレスリリース (外務省 HP より抜粋)

日 EU 関係について、ユンカー委員長から、戦略的パートナーである日本との戦略的パートナーシップ協定 (SPA)、経済連携協定 (EPA) の交渉を重視している、交渉の加速化が必要である旨述べ、安倍総理から、一定の進展があったが今後議論を進展させるべき分野が残ってい

る旨述べました。両首脳は、双方の首席交渉官に交渉を加速化し、引続き年内の大筋合意実現に向け最大限努力を求め、仮に実現できなくとも来年のできる限り早い時期に実現するよう指示することにて合意しました。

(b) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) (交渉中)

東アジアでの生産ネットワークの拡大及び ASEAN と周辺各国との経済連携の進展に対応するため、我が国は、2006 年に ASEAN に対して日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN + 6」の枠組みでの「東アジア包括的経済連携 (CEPEA)」についての専門家研究実施を行うことを提案した。同専門家研究会は 2007 年～2009 年にかけて実施され、2009 年、

首脳に対し最終報告がなされた。また、2009 年以降政府間での検討を行っており、まずは貿易円滑化に関し、東アジアにおける包括的経済連携が実現した場合のありうべき制度・手続の簡素化等について 2011 年に報告がとりまとめられた。

2011 年には、我が国と中国が共同して自由化に関する作業部会 (物品貿易、サービス貿易、投資の 3 分野) の設置を提案し、合意された (2. (3) ②東アジア地域包括的経済連携の項参照)。また、

ASEAN側から、これまでの「ASEAN + 3」の枠組みでの「東アジア自由貿易地域 (EAFTA)」及び「ASEAN + 6」の枠組みでの「東アジア包括的経済連携 (CEPEA)」の取組を踏まえ、今後の地域的経済統合のあり方の一般原則を定めた東アジアの包括的経済連携の枠組み (RCEP: アールセップ) の提案があり、歓迎された。

その後、2012年8月のASEAN+パートナーズ経済大臣会合において、「RCEP交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意した。同年11月には、ASEAN関連首脳会合において、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を16カ国 (ASEAN+日中韓印豪NZ) の首脳間で承認し、RCEP交渉の立ち上げが宣言された。「RCEP交渉の基本指針及び目的」では、物品貿易・サービス貿易・投資に加えて知的財産、競争等も交渉対象とし、包括的協定を目指すこと、既存のASEANとのFTAを上回る、包括的で質の高い協定を目指すこと等が盛り込まれている。RCEP交渉は、2013年早期に最初の交渉会合を開催し、2015年末までに交渉完了を目指すこととされた。

2013年5月にブルネイで第1回交渉会合が開催されて以降、2016年2月までに11回の交渉会合と4回の閣僚会合 (1回の中間会合を含む) が開催されている。2014年8月にミャンマーで開催された第2回閣僚会合では、物品貿易に関するイニシヤル・オファーの進め方やサービス・投資の自由化方式について議論が進展した。2015年7月の中間閣僚会合では、電子商取引、金融、電気通信の作業部会の立ち上げに合意し、8月の第9回交渉会合で第1回目の作業部会を開催。8月24日の第3回閣僚会合では、物品貿易のイニシヤル・オファーの水準に合意した。同年10月に行なわれた第10回交渉会合では、閣僚会合の成果を受け、物品、投資、サービスの主要3分野において、具体的な交渉が開始された。現在、貿易交渉委員会 (Trade negotiating Committee) に加え、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、競争、経

済技術協力、法的制度的事項、電子商取引、貿易の技術的障害 (STRACAP)、植物衛生検疫措置 (SPS)、原産地規則、貿易円滑化・税関手続、金融、電気通信等、幅広い分野について交渉が行われている。交渉立ち上げ時に掲げた「2015年末の交渉完了」目標は実現が困難な状況にあったため、2015年11月のASEAN関連首脳会議において、2016年内のRCEP交渉の妥結を期待する旨の共同声明文が発出された。

広域の経済連携であるRCEPによって、複数の締約国で分業生産される製品も関税優遇を受けられるようにしたり、東アジア地域での原産地規則等のEPA利用手続きを統一したりすることができれば、東アジア地域の高度なサプライチェーンを反映したルールづくりに資するものとなる。

(c) 日中韓 FTA (交渉中)

今後さらなる成長が見込まれるアジア太平洋地域の中で、我が国にとって中国及び韓国の経済は極めて重要な地位を占めている。東アジア全体に展開されるサプライチェーンにおいて、三カ国間で極めて緻密な工程間分業が構築されている。また、特に中国は、巨大な成長市場としてみますその重要性を増している。日本との貿易を見ると、中国及び韓国はそれぞれ我が国の輸出入の20.5%、5.7%を占めており、我が国にとって第1位、第3位の貿易相手国となっている (2014年、財務省貿易統計による)。

しかしながら、日中韓の3カ国の間にはFTAは存在しないことから、日中韓の貿易・経済関係をより緊密化することによって、日中韓さらにはアジア太平洋地域の貿易・経済発展を図るべきとの声が高まり、2000年代初頭から自由貿易枠組みを研究・模索する動きが活発になった。

こうした状況の中、2003年から、日本：総合研究開発機構 (NIRA) (2009年にジェトロ・アジア経済研究所に交代)、中国：國務院発展研究センター、韓国：対外研究政策研究院が主体となって民間共同研究が行われた。2009年には、これまで

の民間共同研究の成果も踏まえ、日中韓サミット、日中韓経済貿易大臣会合において、産官学共同研究を実施することが合意され、産業界及び政府が参加した研究が開催されることとなった。2010年5月の第一回会合を皮切りに、7回の会合が開催され、2011年12月に3カ国による共同研究報告書がとりまとめられた。

同報告書は、「物品貿易」「サービス貿易」「投資」「その他論点」などの章で構成され、さらに「その他論点」章は、衛生植物検疫措置（SPS）や貿易の技術的障害（TBT）、知的財産権、透明性、競争政策、紛争解決、産業協力、消費者安全、電子商取引、エネルギー・鉱物資源、産業協力、食料、政府調達、環境の各分野から成っている。各項目には、日中韓各国の貿易投資の状況のほか、法令・制度の概要、さらには将来のあり得べき日中韓 FTA に向けた考え方などが記述されている。

同報告書は2012年5月の日中韓サミットに報告され、3カ国の首脳は、2012年内の交渉開始につき一致した。その後、事務レベルの協議を経て、2012年11月の日中韓経済貿易大臣会合にて、日中韓 FTA の交渉開始を宣言した。2015年10月の日中韓経済貿易大臣会合及び同年11月の日中韓サミットでは包括的かつ高いレベルの協定の実現を目指し交渉を加速化していくことが確認された。2013年3月の交渉開始以降、2016年2月までに、9回の交渉会合が開催されている。

②その他の我が国の EPA/FTA 交渉

(a) 日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）（サービス貿易章・投資章）（実質合意）

ASEAN 全体との EPA である日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）は、2016年2月時点でインドネシアを除く全ての参加国との間で発効している。継続協議となっていたサービス・投資章については2010年10月より交渉が行われ、3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日 ASEAN 特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。その後、残

された技術的論点の調整を行っている。

(b) 日カナダ EPA 交渉（交渉中）

日カナダ EPA 交渉については、2011年3月から2012年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。同共同研究の報告書をうけ、2012年3月の日加首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間 EPA の交渉を開始することで一致した。第1回交渉会合は2012年11月に行われ、最近では2014年11月に第7回交渉会合が開催された。なお、日本からカナダへの輸出における有税品目は総額の38.0%（2014年）、カナダから日本への輸出における有税品目は30.9%（2014年）となっている。また、カナダへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車（6.1%）、自動車部品（6～8.5%）、ギアボックス（6%）タイヤ（7%）となっている。

(c) 日コロンビア EPA（交渉中）

2008年に設立された両国産学官の代表者で構成する「日本コロンビア賢人会」により、日本とコロンビアとの EPA が、2008年にコロンビア大統領に対し、2009年に総理に対して提言された。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、発効済みの中南米諸国・米国・カナダ・EU との FTA に加え、韓国との FTA に署名済みである。

このような状況の中、「日本コロンビア賢人会」による提言をふまえて開始されたコロンビアとの投資協定交渉は、2010年12月に実質合意に至り、2011年9月のコロンビア大統領訪日時に署名式を行った（2015年9月発効済）。また、同署名式の機会に行われた、日コロンビア首脳会談において日コロンビア EPA の共同研究立ち上げが合意された。これを受け、2011年11月から、2012年5月まで共同研究が行われ、2012年7月に、あり得べき EPA は両国に多大なる利益をもたらすであろうとの報告書がとりまとめられた。

共同研究報告書を受けて、2012年9月に行われ

た日コロンビア首脳会談にて、両国はEPA交渉を開催することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催された。最近では2015年8月から9月にかけて第13回交渉会合が開催された。

(d) 日トルコEPA（交渉中）

トルコと我が国とは、2012年7月に第1回日・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコEPAの共同研究を立ち上げるにつき合意した。これを受けて、同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究が開催され、同年7月に日本・トルコの両政府にEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014年1月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国はEPA交渉を開始することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催され、最近では2016年1月に第4回交渉会合が開催された。

日トルコEPAによって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化を早急に図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押しするとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしての競争力を高めるべくトルコの投資環境関連制度の改善を図ることを目指す。

(e) 日GCC・FTA（交渉延期）

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなる湾岸協力理事会（GCC）諸国とのFTAについては、2006年3月に物品とサービスの分野を対象とした交渉開始に合意、4月に総理とサウジアラビア皇太子の共同声明で交渉入りを発表、2006年9月に交渉を開始し、2009年3月までに2回の正式会合と4回の中間会合が実施された。しかし同年7月に、GCC側の要請により交渉が延期されており、現在、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。この地域は、我が国の原油輸入量全体の約77%（2014年）を占め、また我が国からの総輸出額も約2.6兆円に達する（2014年）など、同

諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが、我が国のエネルギー安全保障及び貿易拡大の観点から重要である。なお、サウジアラビア、カタール、UAE、クウェートとは、それぞれ二国間の対話の場を設置し、関係の強化に努めている。

(f) 日韓EPA（交渉中断）

日韓EPAは、2003年12月に交渉を開始したものの、2004年11月以降事実上中断している。その後、2008年の韓国大統領の就任を機に、日韓の両首脳間レベルで、交渉再開に向けた動きが見られるようになった。まず、2008年2月の総理と韓国大統領との日韓首脳会談では、交渉再開を検討していくことが合意され、さらに同年4月の首脳会談でも、「日韓EPA交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催することで一致した。この合意に基づき、同年6月と12月に、課長級による実務者協議が開催されることとなった。

2009年1月の日韓首脳会談では、実務者協議代表のレベルを格上げし、検討を促進していくことが合意され、同年7月と12月に審議官級による実務者協議が開催された。2010年5月の日韓首脳会談では、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致し、同年9月と翌年5月に、交渉再開に向けた局長級事前協議が開催された。そして、2011年10月に総理と韓国大統領の間で行われた首脳会談では、交渉再開に必要な実務的作業を本格化させることで合意したが、現在まで交渉再開には至っていない。

日韓は、産業構造が比較的類似していると同時に、国際水平分業関係にあり、アジアの経済を共に牽引する先進国同士である。韓国側は対日貿易赤字の是正等を主張しており、交渉再開にはまだ至っていないが、日韓EPAは、両国企業の国境を越えた競争・協力を促進することを通じて両国の生産性・効率性を向上させ、さらには二国間関係に留まらず、アジア地域経済全体の一層の発展

に貢献するという意味で有効である。

日韓の貿易品目を見てみると、日本から韓国への輸出における有税品目は総額の61.8%を占める一方、韓国から日本への輸出における有税品目は30.0%にとどまっており、韓国が、日本から輸入する品目の多くに関税がかけられているため、日本にとっては、日韓 EPA により関税が削減された場合の、輸出拡大が期待できる。なお、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車（5～10%）、化学工業製品（1～385.7%）、一般機械（3～13%）、電気機器（3～13%）となっている（2014年）。